

大都市周辺地区における学童保育 クラブ児世帯の生活構造 その2

一 主として母親が就労している
低所得家庭の生活実態についての研究 一

家庭福祉センター

尾 山 美奈子
須之内 玲子

目 次

序
Ⅰ 世帯の状況
Ⅱ 住居の状況
Ⅲ 父母の就労状況及び世帯の経済的状況
むすび
附 ケース一覧表

序

この研究報告は、足立区本木町（昭和49年11月より扇町に町名変更）にある日本女子大学家庭福祉センター（みどりの家）において学童保育を日常的な地域活動として行っている職員（尾山・須之内）がその対象者の世帯を調査し、集計し、執筆したものである。この報告は昭和47年度の本誌155上に発表した「大都市周辺地区における学童保育クラブ児世帯の生活構造」と題する報告のその二をなすものである。

1. 研究の目的

前述の「大都市周辺地区における学童保育クラブ児世帯の生活構造」一被保護世帯の事例研究一において学童保育クラブ児の世帯の中から生活保護受給世帯を5世帯選び、個々の事例によりその生活の実態を明らかにしようと試みた。本来、まず、調査対象世帯の生活構造を統計的に把握し、全般的な傾向を見た上で、生活保護受給世帯という共通性をもった一群の事例を紹介したいと考えたが、資料整理、統計作業の都合上、特殊な事例報告が先になった訳である。

本研究では昭和45年度～47年度に新たに当学童保育クラブに子どもを入所させた全世帯の調査を行い、その分析を通してそれらの世帯の生活の実態を明らかにすることを目的としている。前報告でも明らかにしたように、調査対象世帯の共通の特色は母親も嫁動し

ている多就業世帯であるということ、学童保育クラブに子どもを預けている、すなわち、小学校低学年の子どもを持つ世帯であり、労働者のライフ・サイクル上子どもを養育するという時期であるという時点と同じくするものであると言える。ライフ・サイクル上、子どもを養育するという苦しい時期にある母親就労家庭の生活はいかなるものであるかを明らかにすることができる。

ここで、足立区のM学童保育クラブに小学校低学年の子どもを預けながら父母ともに稼働している母親就労家庭の生活の実態とその特色を明らかにし、貧困の具体的様相を明らかにするものである。「大都市周辺地区」である足立区当クラブ児の世帯の生活を明らかにすることにより現代日本の都市生活者の貧困の一側面が明らかになるものと思う。

ここで、本研究の対象、時期、調査方法などは一時期をとった調査とは異なるために、その特殊性を明らかにしておきたい。調査の分析に際しては、私たちが同じ地域に9年間継続して活動していることを通して日常的な地域とのつながり、世帯との関係を持ちながら得た様々な資料により調査のみでは知りえないことを、統計的な数字で表わされた調査結果の特色を具体的な事例により説明することで、その傾向をより明らかにすることが本研究が意図した所である。個別的なケースの記述により調査の統計をいきいきとしたものにし、深い生活の描写を与えたいと目ざした。例えば1年おきに3人のきょうだいが入所した世帯はその6年間にわたる生活の変化を知りえたわけである。

本研究は以上のような目的の下に、特に生活の基盤となる所得の源泉である父母の職業に焦点を合わせ、その就労形態、収入、勤務地などを明らかにし、またそれがいかに生活を規制し、影響しているかなどあらゆる側面より生活の実態を明らかにしようと思うもの

である。

本研究においては、世帯の収入を考える時、世帯主の収入と妻の収入の総体として考え、世帯主の職業と共に妻の職業の実態をも明らかにし世帯として包括的にとらえようと試みたことが特色である。また、夫の収入の不充分さは妻の就労を必然化するが、そのことはまた、既婚婦人労働者のおかれた家事と外勤という二重の負担から来る肉体の荒廃、育児に及ぼす悪影響も貧困の様相をなすという側面からも検討したい。

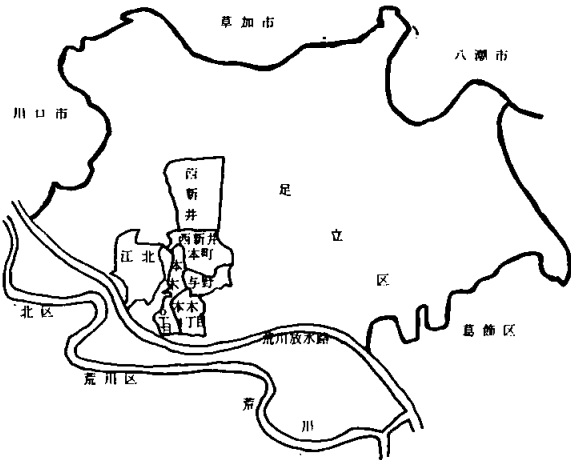
そして、この研究が現在学童保育を日常的な地域サービス活動として行っている当センターの今後の活動や、現在の自らの活動の指針の材料としての役割を果たすことをもう一つの目的としている。

2. 調査地区の概観

本調査の対象地区は足立区にあるM学童保育クラブへの通園圏であり、M学童保育クラブのある本木町5丁目（現扇2丁目）を中心に、西新井本町、興野町、江北等に及ぶものである。下図は対象地区となる通園圏を示したものである。なお、以前興野町と呼ばれた地区は一部が昭和42年に町名変更になり西新井本町となった。

調査対象地区のある足立区は昭和48年1月1日現在、人口60,071,5人で昭和39年の人口46,316,2人に比べると9年間で13,755,3人増の人口の流入地区である。公団住宅や都営住宅等の建設がいちじるしく、これに伴い人口も増加し昭和48年1月1日現在、足立区の人口は、世田谷区、大田区について東京都23区中第3位である。クラブ児が多く来ている地区の人口と世帯数は西新井本町4丁目6,219人、1,837世帯、本木町5丁目4,786人、1,324世帯、興野2丁目4,727人、1,375世帯であり足立区の中でも人口密度が高い地区である。

調査地域



西新井本町4丁目、興野町は小さな木造家屋の密集地帯であることと、都営住宅が多いのが特色で、緑はほとんど見られない地区である。特に興野町は永年住んでいる人でも迷うと言われていたほど迷路になっている。家の片隅に2~3台の機械を置き仕事場として使われている風景が至るところで見うけられる。一方当学童保育クラブのある本木5丁目の興本小学校の南側から荒川土手にかけては田んぼ、蓮池、水田から転用した菊畑などが多く見られ農業用水池も至るところに見られるなど東京としては珍しい地区でもあり、戦前、農業地帯であったことがしのばれる。いまだに春から秋にかけては、子どもたちがザリガニ、セミ、カエル、バッタ、かまきりとりに興じることができる。しかし、当地区でも住宅地不足の影響を受け、特にこの2~3年農業用水池がどんどん埋められ、民営のアパートが建てられている。

足立区は、埼玉県に隣接する北部にはまだ多くの緑地帯が残存しているが荒川放水路の両岸に接するところは、中小の企業や大企業の下請け工場が密集しているところである。至るところに住居と混在して小工場が見られ、空気はそれらの煙などにより汚染されよどんでいる。足立区の生徒を対象とした調査でもノドや目、鼻に何らかの疾患をもつものが非常に多いことが明かにされている。特に、当センターのある興本小学校には東京鉄鋼が隣接しているため粉状の粒と排ガスにより大気が汚染され、生徒の多くに気管支センソク、気管支炎、結膜炎の症状が見られ医者に通うものが多い。

当該地域の交通は、電車の最も近い駅が東武線西新井駅または大師前駅であり、各々バスを利用しなければその駅には出られない。幹線道路にバスが走っているのみで東西への移動には徒歩しか方法のない不便なところである。父母の間にも自転車を利用するものが非常に多い。

次に、足立区における工業の状況を明らかにしよう。墨田区、江東区、葛飾区に次いで工場の多い区で、4,122の工場がある。そのうち30%が3人以下、43%が4~9人で合計73%約3/4が10人以下の小規模なものである。1,000人以上の規模の工場は区内に2つあるのみである。（昭和46年12月31日現在）

後に通勤圏のところでも明らかにするが、父は足立区内の工場の工員として通い、母も近くの小工場にパートの女工として働きに出るというのが対象世帯の典型的な姿である。

足立区は23区中で最も多くの被保護世帯をかかえた地域で、昭和48年4月30日現在、東京都の保護率は1.03%であるが、足立区は2.26%と2.2倍と

著しく高率を占めている。区勢要覧東京都足立区1973によれば「この原因としては、変ぼうを続ける東京都の中で、当区のおかれている地理的条件が大きく左右していることがあげられる。特に、当区には第2種都営住宅等の低家賃住宅が多く建設され、これにともない他区からの低所得者の流入が目立っている。」と述べられている。対象地区は中部福祉事務所と西部福祉事務所の管内に属するが、その各々の保護率は、3.0%と2.48%（区勢要覧より算出）でいずれも区平均を上回る高率な地区である。

教育委員会の教育扶助を受けている要保護および生活保護基準額の15割未満の準要保護世帯の児童数は足立区の小学校では在籍者数に対する比率が18.4%である。青少年の非行も23区中一番多い。

また、足立区は韓国人が多く住み、対家世帯にも5世帯含まれている。

3. 調査対象及び方法

足立区本木町にある日本女子大学家庭福祉センター内設置のM学童保育クラブに昭和44年4月から48年3月までの3年間に子どもを新たに入所させた保護者に対し入会前のあらかじめ指定した日時に来訪してもらい、センターの専任職員が各ケース約1時間の面接調査した。父子世帯以外はすべて母親が来訪した。その後、学童保育活動における母親との関係が深められる中で明らかにされた生活の状況をその都度調査表に追加記入した。

面接調査の方法は、調査表の順序に従い、決められた言葉により質問したのではなく、質問の項目のみをきめておき、状況により質問の言葉をかえ面接相手が自由に表現できるよう日常会話を入れながら、順不同になること、質問事項からそれることに構わずに質問する方法をとった。この方法により信頼関係のもとにかなりの生活の様子が彼ら自身の言葉により表現された。

（学童保育は主として両親共働き、その中でも母親が外勤のものが優先で、その他、自営、内職、病弱などの母親の小学校低学年の子どもを放課後預かり、保護、育成するものである。）

4. 調査数

調査対象数は次に示す通りである。

	入会児数	入会児の世帯数	調査世帯実数
昭和45年度	36	34	34
昭和46年度	36	36	35
昭和47年度	27	25	20
計	99人	95世帯	89世帯

この調査は、昭和45年度～47年度にわたる調査時点を異にする3年間のケース計89世帯を対象とし

ている。クラブ入会児数は3年間で99人であるが、同年度にきょうだいで同時に入会した場合は一世帯として扱ったので入会児の世帯数は95である。また、3年間に年度を異にしてきょうだいが入会した場合も重複するためケース数には加えないと調査世帯実数は89である。

世帯の状況、住居の状況については重複を避け調査世帯実数の89を採用し、職業のように対象の転職などで移動の激しい傾向にあるものは重複するものも数に加え入会児の世帯数である95を採用した。

各表では、給料などのように年度により変動の激しいものは各年度毎の数を明らかにしたが、さしつかえないものは年度を無視して全体の傾向をとらえた。

調査を拒否された件数は0である。

きょうだいで異った年度に入会したものについては上の子が入会した年度で世帯の状況、住居の状況をとってある。

5. 調査時点

面接調査時点

昭和45年度 昭和45年1月～3月を原則とし、途中入会のもはそれ以後随時行った時点とった。

昭和46年度 昭和46年1月～3月を…以下同じ
昭和47年度 昭和47年1月～3月を…以下同じ

6. 調査内容

① 世帯の状況

世帯構成員の年令、学歴、健否

② 住居の状況

住宅種別、広さ、設備、家賃、入居時期、前住地とその種別

③ 世帯の収入及び父母の就労状況

父母の職業、会社の規模、内容、所在地、通勤方法、仕事の内容、勤務時間、収入、保険の有無、資格の有無、就業年数・動機、職歴、病歴

④ その他

クラブ児の保育園・幼稚園の保育年数、父母の出身地

I 世帯の状況

1. 家族構成

表1で明らかなように対象世帯89のうち父母と子どもで構成される普通世帯（表の1～3）は87.7%である。母子世帯（表の5.6）は9%である。この対象においても都市生活の典型である核家族が大部分をしめていることが明らかである。79.8%が父母と生産年令に達していない子どもにより構成されている家族で、ここでの対象世帯の典型である。家族内に生産

表1. 家族構成別家族類型

	実数	割合
1. 父+母+非	71	79.8
2. 父+母+非+生男	4	4.5
3. 父+母+非+生女	3	3.4
4. 父+母+非+老	2	2.2
5. 母+非	7	7.9
6. 母+非+生女	1	1.1
7. 父+非	1	1.1
計	89	100

注 生男とは未婚の生産年齢男子、生女とは未婚の生産年齢女子、老とは男子60才以上、女子55才以上のもの、非とは満15才以下の非生産年齢にある男女の略である。

年齢のものを含むのは(表の2, 3, 6の計)わずか9.0%である。しかも、そのうち1世帯は母の妹という同居人を含んでいるので、5世帯のみが生産年齢に達した子どもを世帯内に有することになる。このように世帯内に生産年齢の子どもをもつ世帯が少ないことから明らかのように、ここでの典型となる世帯は労働者のライフ・サイクル上、子どもが生産年齢に達するまでの生活の苦しい時期にあると捉えることができる。

母子世帯8は離別、死別、父親の家出、蒸発によるものであり、ここでは戸籍上、籍があっても実際長時間一緒に住んでいないものは母子世帯として扱った。

表2. 子ども数と世帯人員

世帯人員	子ども数	子ども数						割合
		総数	1人	2	3	4	5	
総数	89	16	49	18	5	1	100	
2人	4	4					4.5	
3	15	12	3				16.9	
4	46		45	1			51.7	
5	17			17			19.1	
6	5		1		4		5.6	
7	1					1	1.1	
8	1					1	1.1	
割合	100	18.0	55.1	20.2	5.6	1.1		

2. 子ども数と世帯人員

表2は子ども数と世帯人員を表わしたものである。子どもの数は2人というのが55.1%で一番多い。次に多いのが3人で20.2%である。子ども1~3人の世帯が全体の93.3%をしめている。対象世帯の一世帯あたりの子どもの数の平均を見ると2.2人であるので、東京都の昭和44年の平均が1.8人であるのと比べると0.4人多い。子ども4人以上も比率的多く、4人、

5人という子沢山の世帯が見られるのももう一つの特徴である。子ども2人に父母で構成される4人家族というのがここでの対象の過半数をしめる世帯である。また、対象世帯の平均家族人員は4.1人である。これを都市平均と比べてみよう。昭和45年度分家計調査報告によると人口5万以上の都市の勤労者世帯の平均を見ると3.86人である。都市平均と比べて若干家族人数が大きい。それは表1の生産年齢に達した子どもと老人を含む世帯が少ないことと合わせて考えると、14才以下の子どもにおいて大であることが明らかである。

3. 父母の年齢
表3はクラブ児入会時点のクラブ児の父母の年齢をあらわしたものである。父は36~40才のものが最も多く38.3%である。31~45才のものが全体の

表3. 父母の年齢

	実数		割合	
	父	母	父	母
26~30才	3	9	3.7	10.2
31~35	17	33	21.0	37.5
36~40	31	33	38.3	37.5
41~45	19	9	23.5	10.2
46~50	7	2	8.6	2.3
51~55	2	0	2.5	0
不明	2	2	2.5	2.3
計	81	88	100	100

82.8%をしめていることになる。母は31~35才のものと36~40才のものが同数で一番多く各々37.5%をしめ、合計で75.0%をしめている。父母とも30才代から40才中ばの働きざかりの年齢であり、またこの年齢は子どもの出産、養育の年齢でもある。父の平均年齢は39才であり、母は35.5才である。

4. 学歴

父の約半数54.3%、母の半数以上61.4%が小学校、中学校、高等小学校卒業のみの学歴である。旧制中学、高等女学校、新制高等学校を卒業のものは父

24.7%、母20.5%である。高等教育を受けているものは専門学校、短大、各種学校を含めても父14.8%、母10.2%と非常に少ないのが特色である。

小卒のものが父で4、母で6であるが、なかにはすでに義務教育化されてからでも義務教育の中学をすら終了していないものもある。(表4)

全般的傾向として、大卒の父に大卒または短大卒の母、中卒は中卒同志というように相関がみられる。

表4. 学 歴

	父		母	
	実数	割合	実数	割合
小 学 校 卒	4	5.4.3	7	6.2.5
中 学 校 卒	26		42	
高等小学校 卒	14	2.4.7	6	2.1.6
高等学校 卒	14		16	
旧制中学 卒	6	1.4.8	0	1.0.2
高等女学校 卒	0		3	
大 学 卒	10	6.2	3	5.7
短 大 卒	0		2	
専 門 学 校 卒	1	6.2	0	5.7
各 種 学 校 卒	1		4	
不 明	5	6.2	5	5.7
計	81	100	88	100

5. 父母の出身地

現在、足立区で生計をいとなんでいる対象世帯が、いかにして足立区に住むようになったかを見るために父母の出身地を表したのが表5である。東京出身の者は父18.5%、母33.0%であり、母は全体の中で東京出身のものが一番多い。足立区内の出身者は父が5.6%、母8.6%であるが、足立区隣接の荒川区、葛飾区、台東区、墨田区、江戸川区の出身者も加えると父17.0%、母19.3%のものが、以前よりこの地区または周辺部に住んでいたことが判る。当該地域である西新井、興野出身の父母もわずかだがある。

関東地方の出身者が、父27.2%、母20.5%と多い。特に父親は全体の中で一番多い。その中でも特に、栃木県、茨城県、群馬県の出身者が多いが、このことは、当該地域が東武線の西新井駅に近いため沿線の栃木県、群馬県より就職のために上京し、近くに住みついたと思われる。東北地方の出身者も父母ともに3番目に多い。関東近県、東北地方より西新井、上野、浅草などに着き、物価、地価、家賃が比較的安く、中小企業、零細企業の工員などの職業を得やすい足立区に住みついたものと思われる。このことは、本誌10号P19「大都市周辺地区生活の構造」の興野町の調査における来任理由によっても明らかにされている。足立区への流入は、母の出身地であることも作用したと考えられる。両親とも足立区出身というのはわずか2世帯のみであるので父においては他区、または他県よりの流入がほとんどである。

また、同郷のもの同志で結婚しているものが27.0%と多い傾向が見られる。

6. 父母の健康

健康状態を健康、弱、病気、身体障害の4つに分類

表5. 父母の出身地

		実数		割合			
		父	母	父	母		
東 京 都	足立区西新井・興野	2	4	17.0	19.3		
	その他の足立区	3	6				
	荒川区	1	3				
	葛飾区	0	2				
	台東区	1	1				
	墨田区	1	0				
	江戸川区	0	1				
	その他の区	7	12				
	小計	15	29			18.5	33.0
	関 東	埼玉県	2			2	27.2
千葉県		1	3				
茨城県		4	5				
栃木県		8	4				
群馬県		4	4				
山梨県	3	0					
小計	22	18	27.2	20.5			
東 北	福島県	3	4	13.6	13.6		
	山形県	4	2				
	宮城県	2	2				
	秋田県	1	2				
	青森県	1	2				
小計	11	12	13.6	13.6			
北 海 道	北 海 道	2	2	2.5	2.3		
中 部	新潟県	1	4	8.6	5.7		
	富山県	1	0				
	石川県	1	0				
	長野県	2	1				
	愛知県	2	0				
小計	7	5	8.6	5.7			
関 西	滋賀県	2	2	3.7	5.7		
	京都府	0	1				
	大阪府	1	2				
小計	3	5	3.7	5.7			
中 国	山 口 県	1	0	1.2	0		
九 州	大分県	1	0	6.2	5.7		
	熊本県	0	2				
	鹿児島県	4	3				
小計	5	5	6.2	5.7			
沖 縄		1	0	1.2	0		
韓 国		1	0	1.2	0		
不 明		13	12	16.0	13.6		
合 計		81	88	100	100		

表 6. 父母の健康状態

	実 数		割 合	
	父	母	父	母
健	45	56	55.6	63.6
弱	21	21	25.9	23.9
病	7	7	8.6	8.0
身体障害	8	4	9.9	4.5
計	81	88	100	100
過去の病気	17	16		

が就労しているものとした。病は病気のため長期にわたり自宅または病院で療養中のものであるが、自宅で内職程度働いているものも含む。全体としては父母ともに健康と答えたものが多いが、また弱、病、身体障害が父で44.4%をしめ、母で36.4%をしめており、父母ともに身体に何らかの病気をもつものの率が高い。身体障害は父8人でろうあ者、片腕がない者、顔の火傷、難聴、左下肢機能損傷などである。母は4人でろうあ者、盲人、弱視、難聴である。弱は父25.9%、母23.9%であるが、病気がかなり重くても無理をして働いている者が多い。弱の父の中で圧倒的に胃の病気が多く12人が胃かいよう、胃がただれているなどである。季節の変わり目に痛み、仕事を休むことが多い、椎間板ヘルニアでその病気が出ると1カ月位休むがまた胃も悪い、昭和45年の面接時には胃かいようで入院したが、昭和47年の弟入会時の面接の時には胃かいようだけでなく、ノイローゼになった、胃の手術が必要と言われ時々寝込むものが同時に心臓発作の持病もある、ぞうり職人が仕事の姿勢をとると胃が痛くなるなどの症状である。次に多いのが腰の痛みを訴える者で椎間板ヘルニアの者が3人である。出ると1カ月位休む者、1年位仕事を休んだことのあるものである。各々、車の修理、水道の配管工であったため仕事との関連の深い病気である。職業との関連では調理師で水を使うのでリュウマチにかかり脚、手が痛み1カ月仕事を休んだものもある。糖尿病で1カ月のうち半分しか働けないもの、血圧が高く、心臓も悪く、糖尿病を持ち1カ月に1回医者に通い、薬は毎日飲んでいて、1カ月に5日位仕事を休むというものもある。特に身体の弱い者では胃かいようの手術をして、その後血清肝炎になり、仕事で疲れると黄色くなり、年中風邪をひいているという父親はやせ細っており顔色も悪く、見るからに弱そうである。もう1人のものは肝硬変で10年に3回入院しており、昭和47年の面接時も退院したばかりであった。医者に良い方はいかないがこれ以上悪くならないようにしか出来ない、無理をしないようにと言われるが、そうは出来ないと露天甘栗

した。弱は持病を持ちながらも外勤または内職をして働いている者、身体が弱くて毎日は働けない

業の仕事をし、この3年間の間に2回吐血し救急車で運ばれ長期の入院と退院を繰返しているものもある。弱と言っても時々仕事を休むもの、服薬を続けているもの、椎間板ヘルニアで胃も悪い、血圧が高く胃も悪いなど2つから3つの病気が重っているものなど様々で、特に普通働けないような状態でも働いているものが数人あるのは驚くべきことである。

弱の母では血圧の異常、貧血症、心臓が弱いなど訴えるものが多い。仕事で重いものを持つため腰を痛め、腰にコルセットをはめて仕事を続けているが手術をしないと直らないと言われていたものもある。また、リュウマチでひざに水がたまるため服薬中で、薬をきらすと歩くことも出来ず何も出来ないというもの、貧血のため造血剤を飲んでいるもの、腰が痛く月2回ホルモン注射をしてもらっているが、きらすと寝てもいられない程のもの、ゴムの焼き屋をやって気管支をやられ以来毎日注射に通っているものなど働いてはいるが薬をきらすことができない状態で働いているものもある。

次に病気のものについて説明をしたい。父病気7人のうち1人が入院中で、交通事故の後遺症によるてんかん発作のためである。4人は退院間もないため一時自宅療養中であるが、うち2人は肝臓炎、2人はノイローゼである。交通事故で入院中の父と肝臓炎のうち1方の父は、後に死亡することとなった。また、肝臓炎の1人の父は、後に妻の死亡のショックと重なり精神病となり現在入院中で、子ども2人は祖母に引きとられていった。母の病気7人とも現在通院中である。病気は腎臓と肝臓を患っているもの、脳しゅよう、椎間板ヘルニア、心臓病、貧血、血圧が高いなど様々である。脳しゅようで手術を受け昭和46年2月より1カ月入院し、当時自宅療養中の母親は、昭和44年にはシンナーを使う仕事のため腎臓病になり1カ月入院その後も通院、昭和45年にはパセドウ氏病の疑いで6カ月入院、退院後も左半身不随で寝たきりであった。ずっと入院、退院を繰返している訳である。病気であっても父2人が自宅で草履の図案かき、婦人靴ののりづけの内職程度の仕事をしている。母では2人が草履製造、さいふの縫製下張りの仕事をしている。血圧が高いため通院しながらさいふ内職の仕事を続けている31才の母親は父が入院中に無理をして2、3回ひっくり返ったと自分で言っていた。その母親は面接時に自宅療養中であった父親がまた入院し、長い入院生活の後、退院してきて間もなく、それまでの過労のためにたおれて死亡するに至った。

また、申し込み用紙には「健」と記してあるが、面接すると胃弱、目まい、貧血、疲労感を訴える母親が多い。寝こんでいなければ自分を健康と見なしている。

ある母親は貧血やめまいなどの疲れを訴えながら、気の持ちようだと思うと言っていることから伺われよう。

職業との関連で健康状態を考察してみると、昭和45年当時、健康だった母親が、その後46年には胃かいようのため60Kgの体重が45Kgに減ったものがある。これはインスタント・ラーメンの七味唐辛子の袋づめ作業でその粉を吸いこんだため胃かいようになったのである。その他母では、ラーメンの粉スプの重い箱を持つ作業が続いたため、腰椎分離症になったもの、ゴム加工のため気管支を痛めたもの、シンナー中毒など職業に直接起因する病気にかかったもの、現在療養中のものなどもある。父では配管工をしてヘルニアにかかり、現在は転職をし小学校の警備員になったもの、タクシーの運転手で腰痛、胃病を訴えるもの、車の修理工であったが腰痛となり転職し車の運転手となったもの、研磨工一本でやってきたが磨くほこりで肺が直黒になったり、腎臓炎にもなり転職し、不熟練の仕事に変わったもの、溶接工であったが、目を痛め転職したものなど職業に起因し病気となり転職をせざるを得ないものが非常に多く見られる。

過去の病歴を見ると父17人、母の16人が過去に大きな病気をしたことがある。父は胃かいよう5人、椎間板ヘルニア4人、ノイローゼ、痔、肺結核、リュウマチ、糖尿病、心臓発作、肝臓炎である。母は胆石、座骨神経痛、脳しんよう、痔、緑内障、心臓病などである。父母ともに持病というよりも、職業および生活の過労が原因とみられる病気である。

健康状態は職業を大きく規定する要因であると共に労働条件との関係での考察も必要となってくる。それについては、職業の所で後述したい。

II 住居の状況

1. 住宅の諸条件

・住宅種別

生活の基本的な場であり、労働力の再生産、子どもの養育の面からも重要である住宅の状況はいかなるものであろうか。表7は横軸に前に住んでいた住宅種別をとり、縦に現在の住宅種別をとり相互の関連を示したものである。現在の住宅に住む前は私営のアパートに住んでいたものが57.3%で一番多く、現在の住宅種別では都営住宅が51.7%で一番多い。相互の関連を見ると、前に私営のアパートに住んでいて、現在都営住宅に住んでいるというのが33世帯で最も多い。私営のアパートはほとんどのものが4.5畳ないし6畳1間住いである。トイレ、台所がついているものがほとんどであるが、中にはわずか2世帯ではあるが台所、トイレなどが共同のものもある。現在、私営アパート

に住んでいるものが18.0%あるが、それらのものには都営住宅への入居を希望しているが、なかなか当選しないものもある。また当選したため途中で転居したケースもある。借家に住んでいるものが9%あるが、借家とは言っても畳3～6畳の部屋2間に台所が別で3間というのがほとんどである。半分は長屋形式のもので私営アパートより1間～2間多く、風呂があるという貧弱なものである。

現在、持ち家に住んでいるものは14.6%である。その中、半数以上が結婚後立て売りを購入したもので、購入時期は昭和38年から45年である。昭和39年に140万円、昭和44年に270万円、480万円と非常に低廉な価格で購入している。それらは持ち家と言っても5～15坪の小さなもので、ほとんどが1階は6畳と台所、2階は6畳か4.5畳が2部屋といったものである。親の代よりの持ち家に住んでいるのは1世帯である。比格的手に入れやすい時期に土地価格の低廉な足立区において購入が可能であったと考えることができる。

・住宅の広さ

次に住宅の広さを表8で見ると「借家、私営アパート、借間、社宅」の中で9～12畳のものが13でもっとも多い。一方、「都公社住宅、都営住宅」では15～18畳が最も多く、両者の広さの差は6～9畳にも及ぶものである。私営アパートに住んでいる人々の生活状態は都営住宅などの居住者と比べると著しく低い。6畳の間住いのある母親は、父母と男の子3人の5人家族で、寝る時は一組の布団に子どもが上と下から寝ていると話している。その長男はほとんど交友関係のない暗い性格でクラブに入所してきた。また他の親子4人も6畳に3枚布団を敷いて寝ている。

持家のものも5～10坪がもっとも多く10～15坪のものどちらも持ち家ではあるものの決して広いとは言えない。

風呂については、持ち家、借家、都営住宅の一部以外はほとんどない状況である。

・住宅費

住宅費は表9のごとく1,000円～2,000円という世帯が24.7%、4,000～5,000円という世帯が27.0%で、両方で半数をしめている。前者はすべて西新井本町にある都営の民生住宅の居住者で家賃は1,000～1,500円という低廉なものである。この住宅にはもと本木町のスメラより移り住んだものが多い。後者のうち15世帯は都営住宅の居住者で、その中で14世帯は本木5丁目にある都営住宅2種で家賃は4,500円である。7世帯は都公社住宅でこれも4,500円である。私営アパートの家賃は5,000円から13,000円の所に分布している。

表7 現在の住宅種別と前住の住宅種別

前住の住宅種別 現在の住宅種別	持ち家	借家	借間	都営住宅	私アパート 1 営ト	父母 まの た 実 は家	社 宅	現在に 継続	不 明	計	割 合
持ち家	3		2		2	1		4	1	13	14.6
借家					5	1	1	1		8	9.0
公社住宅					4	1			2	7	7.9
都営住宅		2		3	3	1		1	4	44	49.4
私営アパート		1	1		6	2	3	3		16	18.0
社宅					1					1	1.1
計	3	3	3	3	51	6	4	9	7	89	
割合	3.4	3.4	3.4	3.4	57.3	6.7	4.5	10.1	7.9	100	100

表8. 住宅の広さ

持家	都公社住宅, 都営住宅		借家, 私営アパート, 借間, 社宅		
	実数	実数	実数	実数	
5~10坪	8	12~15畳	8	3~6畳	2
10~15	5	15~18	44	6~9	5
				9~12	13
				12~15	2
				15~18	2
				18~21	1
計	13	計	51	計	25

住宅費0のもの13のうち12は持ち家である。持ち家のものを除いて、家賃10000円以下の世帯が63と圧倒的に多い。都営住宅の住宅費はクラブ児が多く住んでいる4つの都営住宅では、5000円のもの2カ所、4500円、5900円、1500円と非常に安い。都営住宅の入居者は家計における住居費のしめる割合は家賃高騰の折から非常に軽減されることになる。都営住宅に住んでいるかどうかは家計に定める住宅費の割合が大きく異なり、その他の生活のあり方をきめると共に、住生活そのものに大きな差異を生じている。つまり都営住宅の2DKの生活の中味と6畳1間暮らしとは生活の貧しさの中味が異なっている。住宅の狭さは子どもの生活態度に多大な影響を及ぼし子どもの落ちつきを失くし、情緒不安定な子を育てやすい。

借家と言っても私営アパートよりわずかに広く建物も老朽化したものが多く、そのため家賃も私営アパートと同程度、中にはそれ以下と安いものさえある。古い建物を自分たちで建て増したり、修理したりして住んでいるものもある。

2. 現住地と前住地

現在の居住地とそれ以前の居待地を見てみよう。現住地は本木町5丁目31.5%で一番多く、次いで西新井本町4丁目23.6%である。各々都営住宅の所在地である。次いで興野町が多い。前住地との関連で見ると本木5丁目居住世帯28のうち13、西新井本町4丁目居住世帯21のうち11が同区内より都営住宅当選により現住地に移り住んだものである。現在の所に住む以前も足立区というものが55.1%

と半数以上をしめ、その中で32.6%は当センターへの通園圏内で現住地に転居したことになる。前住地も足立区のもの55.1%と現住地と同じ7.9%との合計63%の世帯はかなり以前より足立区に住んでいたと考えられる。東京の他区より移り住んだものは25.8%約1/4と言うことになる。中でも荒川区、葛飾区、台東区等周辺区よりの移動が目立っている。他府県より移り住んだ世帯は3.4%のみである。

Ⅱ 父母の就労状況及び世帯の経済的状況

この章では、父母の職種はいかなるものが、世帯の収入はいかに形成されるか、就労形態、日数、時間、勤務地など就労状況はいかなるものかなどを明らかにしたい。

I, II章においてはケース数89であったが、III章においては、きょうだいがいる場合同じ世帯を他の年度にも重複してとった入会児の世帯数である95を採用することとする。その理由は、父母ともに職業の移動がはげしく、そのため収入状況も年度により異なるためである。また、この章では賃金のように年度により

表9. 住宅費

住宅費	住宅種別	持ち家	借家	借間	都公社 住 宅	都営住宅	私 営 アパート	社宅	実数	割 合
0 円		13							13	14.6
0 ~ 1,000										
1,000 ~ 2,000						22			22	24.7
2,000 ~ 3,000										
3,000 ~ 4,000			1						1	1.1
4,000 ~ 5,000			1		7	15		1	24	27.0
5,000 ~ 6,000			1			4	2		7	7.9
6,000 ~ 7,000			1			1	3		5	5.6
7,000 ~ 8,000						2	1		3	3.4
8,000 ~ 9,000									0	0
9,000 ~ 10,000							1		1	1.1
10,000 ~ 11,000			1				4		5	5.6
11,000 ~ 12,000							1		1	1.1
12,000 ~ 13,000							1		1	1.1
13,000 ~ 14,000			1						1	1.1
14,000 ~ 15,000									0	0
15,000 ~ 16,000			1						1	1.1
16,000 ~ 17,000									0	0
17,000 ~ 18,000							2		2	2.2
18,000 ~ 20,000										
20,000 ~ 22,000										
22,000 ~ 24,000										
24,000 ~ 26,000			1						1	1.1
26,000 ~ 27,000									1	1.1
不明							1		1	1.1
計		13	8	0	7	44	16	1	89	100

表10. 現住地と前住地

前住地		現住地	本 木 5 丁目	西新井本 町 4 丁目	興野町	西新井 本 町	西新井	本木町	江 北	実 数	割 合	
東 京 区	足 通 園 区	本木5丁目	1		1				1	3	29	32.6
		西新井本町4丁目			22					0		
		興野町	1	1	2					4		
		西新井本町			1	2	1			4		
		西新井本町	1		2	4	2			7		
		本木町	1	5	3	1				10		
	江 北					1			1			
	その他	9	4	1	3		2	1	20	22.5		
	現住地と同じ	2		4	1				7	7.9		
都 区	他 区	荒川	3			2				5	23	25.8
		葛飾	2	1						3		
		台東	1	2						3		
		墨田			1					1		
		江戸川			1	1				2		
		江 東			2					2		
江北	1		1					2				
	その他	2	2				1		5			
他府	県			3					3	3.4		
不明		4	2	1					7	7.9		
実数		28	21	19	14	2	3	2	89	100		
割合		31.5	23.6	21.3	15.7	2.2	3.4	2.2	100			

水準の変動が激しいものは、年度毎にその数値を明らかにした。

1. 父母の職業

まず、生計の基礎をなす、職業について、父母を別々に考察しながら、相互の関連も見ていきたい。

表1.1. 父の職業

	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	合計	
				実数	割合
工 員	9	9	5	23	26.7
事 務 員	2	8	2	12	14.0
公務員(事務系)	1	1	1	3	3.5
公務員(現業)		2	1	3	3.5
運 転 手	3			3	3.5
外交・セールス		3	4	7	8.1
店 員	1			1	1.2
建 設 職 人	1	1	1	3	3.5
その他の職人	3	2	2	7	8.1
雑 役 夫	1	2		3	3.5
自 由 業	1			1	1.2
零 細 自 営 業	4	2	1	7	8.1
廃 品 回 収	1	1	1	3	3.5
そ の 他	3	1	1	5	5.8
病 気 中	1	1	2	4	4.7
失 業	1			1	1.2
計	32	33	21	86	100

表1.2. 母の職業

	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	合計	
				実数	割合
工 員	18	7	12	37	39.4
事 務 員		1	3	4	4.3
公務員(事務系)	1			1	1.1
公務員(現業)	1	3		4	4.3
教 員	1		1	2	2.1
看護婦・保母		2	1	3	3.2
外交・セールス	2	4	2	8	8.5
店 員	2	1		3	3.2
家 政 婦		1		1	1.1
雑 役 婦	1	1	1	3	3.2
零 細 自 営 業	3	3		6	6.4
内 職	4	6	2	12	12.8
そ の 他		2		2	2.1
病 気	1	1	3	5	5.3
無 職		3		3	3.2
計	34	35	25	94	100

父の職業は、表1.1のように、工員がどの年度にも最も多く合計では26.7%をしめている。工員とは印刷工、プレス工、メッキ工、旋盤工など非常に雑多な職種の中小の企業に勤めるものである。中には松下電器の下請け、大日本印刷の下請けといった、さらに不安定な企業に勤めるものもある。事務員が14.0%で次に多いが、事務員と言っても民主団体の職員のような収入・労働条件の劣悪な下層の事務員も含まれている。住友商事、石川島播磨重工業、毎日新聞社など大規模で安定した企業の事務員はわずかに4人である。外交・セールスマンは8.1%で、それは日用雑貨問屋の小売店の注文取り、石油販売、スピーカーの販売のため全国を出張する、カバン販売で特意先を回るなどいずれも小規模な商店、会社の営業、販売をするのがほとんどである。その他の職人が8.1%、零細自営業が8.1%で比率的多い。その他の職人とは折箱作り、スポーツ靴作り、草履の図案描き、草履作り、飾り職人など昔ながらの技術による職業で、資本主義経済の中で不安定な職業と考えられる。零細自営業とは、製版業、プラスチック成型業、製袋業、運送業、床屋、本屋、甘栗露店商である。床屋、本屋、甘栗屋以外の4つはいずれも下請け、または下請けの下請けとして成り立っているものである。プラスチック成型業、製袋業は1~2台の機械をフル回転させ、長時間労働するものである。床屋本屋は父母2人で長時間労働をするものである。運送業といってもトラック一台を持っていてある家具メーカーの運搬を受請って父親一人でやっているものである。雇用人が1人いるものもあるがほとんどが家族員と2人という零細なものである。また、製袋業などは昭和45年にチクロの問題が起きると早速注文が途だえたり、社会状況を直接もろにかぶることになる。

仕事の内容を明確化するため、現業の公務員という分類を試みたが、現在3人おり、希望者の多いことも含めて、この地域の特色をなす職業である。ゴミ回収業、小学校の警備員で、地方公務員として身分は安定している。廃品回収が数は少ないが各年度に1人づつあるのもこの地域の特色である。父の職業の中には、アルバム製造、折箱製造製版業のように季節により需要の異なるものがありその忙しい時期には長期間会社に住んだり、工員、外交、セールスのなかで長期の出張が多いなど就業形態が変則的なものもある。

以上のように父親は、零細自営業も含めてほとんどが資本制生産における賃労働者であると言える。

次に母の職業であるが、工員がやはりどの年度にも一番多く、全体の39.4%をしめている。ほとんどが父の職業と同じように、音響器具、プラスチック製造電気器具、金属製品、玩具、ラーメン粉スープ製造など小企業の製造のパート工員として時間給で働いている。仕事の内容はメッキをさすもの機械を使ってのラーメン粉スープの袋づめ、プラスチック成型、ヘルメットの塗装、ゴムプレス、玩具製造など様々であるが、大きく分けて機械を操作して溝をほる、型をとるなど同じ作業を続けるものと、製品の包装やおもちや、あめなどをカンにつめる作業とに分けられる。工員の中の7人は、工員といっても〇〇さんという個人の家で4~5人が集って仕事をするもので、主としてヘッパサンダル、玩具、ビニール製品の製造である。これもこの地域の職業の一つの特色であるが、〇〇さんという個人が下請けしてきたものをさらに数人の人を時間給または出来高により雇っているものである。

工員に次いで、内職、外交、セールスが多い。外交・セールスは全員とも保険の外交員であり、安い基本給の他は歩合という不安定な職業である。零細自営業のほとんどは自営の手伝いで、1人のみが母が靴・履物屋をしている。安定した職業としては事務系の公務員、教員、小学校の給食婦、用務員のような現業の公

務員があるが、いずれも少数である。父母ともに店員が少ないのも一つの特色である。母の無職はいずれも多子で、乳飲子をかかえ、就労できないものである。以上、父母についてその職業をみてきたが父母ともにほんの一部の安定した職業につくもの以外は、不安定な職業に就労していることが明らかになった。

次に父子世帯、母子世帯以外の世帯の父母の職業の相関を表13より見てみると、まず明瞭な特色は工員の父に工員の母という組合せが12あり、きわだっただいということである。それ以外は同種類の組合せは非常に少ない。父の職業を中心に母の職業の関連を見ると工員、運転手、外交、モールス、店員、建設職人、その他の職人、雑役夫、自由業、零細自営業、廃品回収、その他いずれも不安定な職業であるが、それらの母の職業を見ると、わずかにその他の職人の父に現業の公務員と外交・セールスの父に保母・看護婦という比較的安定した職業との組合せがある以外はすべての母親も不安定な職業に就労していることが判る。父が比較的安定した職業である事務員、公務員(事務系、現業)の時の母の職業を見ると、各種に分散はしているものの、事務員の父に事務員、公務員(現業)、教員、看護婦・保母の母など安定したもの同志の組合せが見られる。総じて、不安定な父に不安定な母、安定

表13. 父・母の職業の相関

母の職業 父の職業	工員	事務員	公(事務系)員	公(現業)員	教員	看護婦	外セール交	店員	家政	雑役婦	零細自営業	内職	その他	病	無	計
工員	12						3					2	1	2	2	22
事務員	1	2		1	2	2	1			1	1		1			12
公務員(事務系)		1	1									1				3
公務員(現業)	1			1			1									3
運転手	2											1				3
外交・セールス	4					1		1						1		7
店員	1															1
建設職人							1			1		1				3
その他の職人	5			1								1				7
雑役夫	1							1				1				3
自由業	1															1
零細自営業	1										5	1				7
廃品回収	1								1			1				3
その他	4									1					1	5
病	1											2				4
失業中							1									1
計	35	3	1	3	2	3	7	2	1	3	6	11	2	3	3	85

した父に安定した母という傾向が見られる。

2. 有業者数と有業率

では、世帯内の有業者数、有業者の15才以上人口中に占める割合、有業率はいかなるものであり、全国平均、都市平均と比べていかなる特色が見られるかをみてみよう。表14は世帯内の有業者の組合せを表したものである。全体の73.7%が父母両方の就労で家計を支えている。母のみが就労している世帯は11.6%であるが、そのうち父が病気で失業の3世帯、その他の失業1世帯、残り7世帯は母子世帯である。生産年齢の子どもが働いて世帯が5.3%ある。そのうち1世帯は有業の生産年齢男子2名を世帯内に有する。また、父のみが就労している7.4%のうち、父子世帯は1、残りは母が病気または育児で働けない世帯である。

表14 世帯内の有業者

	実数	割合
父+母	70	73.7
父+母+生	4	4.2
母+生	1	1.1
母	11	11.6
父	7	7.4
なし	2	2.1
計	95	100

注 生とは未婚の生産年齢男子または女子

次に1世帯当りの有業者数、15才以上人口中に占める割合、有業率について、調査対象世帯を都市の勤労者世帯または、全国平均と比べてみたい。対象世帯は有業者数1.82人であるのに対し、都市の勤労者世帯では昭和47年に1.50人で

表15. 一世帯当りの有業者数及び有業率

	一世帯当りの有業者数	生産年齢人口中に占める割合	有業率	世帯主の平均年齢
調査対象世帯	1.82人	89.1%	44.4%	39.0才
都市(人口5万以上の都市の勤労世帯)	1.50	63.8 (全国平均)	—	40.9

資料 昭和47年家計調査報告
昭和46年就業構造基本調査報告

あり、当対象世帯の方が0.32人高い。さらに1世帯に占める生産年齢の者の人数は、対象世帯2.06人であり都市平均の2.7人に比べ0.64人低いにもかかわらず、有業者数が高い。その割合を15才以上人口中に占める割合で見ると当調査世帯は89.1%で全国平均の63.8%と比べると25.3%も高い。多就業世帯であるという特色がこれにより明らかである。

次に有業者が家族員数に占める割合を示す有業率を見ると対象世帯では44.4%と高い。このことは有業者個々の扶養能力が低い、すなわち低賃金であるため、より多就業の形態をとらざるを得ないことを

表している。(表15)

表16. 稼働率

父	母	生産年齢男子	生産年齢女子	男60才女55才以上
94.2%	91.5%	83.3%	25.0%	0%

有業者の生産年齢人口に占める割合は89.07%と非常な高率ではあったが、では生産年齢人口中のどの世帯員でそうなのかを稼働率で見てみよう。父は94.2%、母が91.5%である。対象の性格より母の稼働率が高いのは当然と言えるが、10人中9人が働いていることになる。生産年齢男子においては83.3%と高く進学率が低いことを表している。生産年齢女子はケース数が少ないのでこれのみで判断するのは妥当でないと思われる。

3. 生活保護の受給状況

表18は全世帯89のうち面接日現在生活保護を受給しているか、かつて生活保護を受けたことがあるかを表わし、また受給の主な理由をみたものである。過去に保護を受給したことがあり、現在も再び受給している世帯は現在受給中として扱った。面接日現在、生活保護を受給している世帯は14である。受給の主な理由は6世帯は父親が病気で入院中、または自宅で療養中の無職、病身で収入の過少など父親の労働力に何らかの欠陥が認められるためである。4世帯は母子世帯のため母親の就労のみでは生計を維持できないためである。残りは母の病気で医療費がかさむため多子、祖父母の面倒を見るなどの理由である。

面接時以前にあって生活保護を受けたことのある世帯は、15世帯でその中10世帯は父親の労働力の欠陥が理由のためである。その中3世帯は父が身体障害のため

表17. 生活保護受給状況及び受給理由

	実数	主な理由					
		父身体障害気害	母の病気	母子世帯	祖の父同居	多子	その他
面接日現在生活保護受給世帯	14	6	1	4	1	1	1
かつて生活保護を受けたことのある世帯	15	10	0	3	1	1	0

に収入が少なく、2世帯は父親が当時入院中で収入がないため、4世帯は父が身体が弱く十分な収入を得られないためである。その他の4世帯は多子のため、当時、母子世帯であったためなどである。また、母が疾病の場合には一時的もしくは継続的に被保護世帯になっているケースが多い。

面接時現在及び過去に生活保護を受給したことがある世帯をまとめて受給理由を見ると主の病気・身体障害が16と大半をしめている。面接時現在に保護受給中の世帯14と過去に保護を受給した世帯15の合計は29世帯である。全89世帯のうち32.6%にあたる世帯が何らかの形で生活保護を受けたことのある世帯である。全世帯の1/3が現在または過去に生活保護を受給していることや同一世帯で再度を越えて受給している事例のあることから判るように、夫婦で共働きをしてかろうじて生活を維持しているが、父または母の病気、夫の家出、死亡など何らかのきっかけにより生活保護を受けざるを得ないぎりぎりの状況にあると言える。

そこで、現在保護受給中の世帯及び過去に保護を受けたことのある世帯の保護受給直前の世帯主の職業はいかなるものであろうか。父の家出、死亡前の職業をみると、ケース数が少ないので職業による特色は見られないで、工員、建設職人、その他の職人、店員、事務員など様々である。いずれも不安定な職業にしていたものである。不安定な職業にしているケースが殆んどである調査対象世帯は夫の病気、世帯員の病気、夫の家出、蒸発、死亡など何らかの原因により容易に被保護層に転落するぎりぎりの線にあるということが出来る。それは前述の「被保護層の事例研究」の4世帯の事例によっても明らかにしたところである。さらに次に、生活保護を受けるに至る前後の世帯の状況を6つの事例から明らかにしよう。

*父45才(ケース67)母と男の子2人の4人で都営住宅に住んでいる。

母方の祖母のいる中野でトビ職をしていたが、昭和26年の結婚当時仕事で右足を複雑骨折し、それ以後右足が使えないので、物を配んだりするトビ職の手伝いを金子架設工業KKの臨時社員をしているが、人の半分しか仕事が出来ない上、次男が小さくて母が働きに出られず昭和42年から44年まで生活保護を受けた。それ以後子どもを保育所に預け、健康な母が建築会社の掃除婦、内職をして家計を助け、現在母は立喰そば屋で働いている。

*父33才(ケース13)母と男の子2人、祖父母の6人で、4.5畳と3畳の3間の借家に住んでいる。

父は結婚して以来8年位配管工をしているが、胃か

いようで季節の変わり目に痛み、仕事を休むことも多い。昭和41年から祖父母と同居するようになってから昭和45年10月まで生活保護を受けた。母は「親子だけなら食べていけるのだが」と述べている。母は近くの福田さんの家に時間給でヘップサンダルののりづけミシンぬいの仕事に9時から4時まで働きに出ている。祖父母が寝たきりのため、大きい会社に仕事を变りたいが変れない。父は胃の具合もよくなり、収入が増えたため保護を打ち切った。

*父39才(ケース52)母と男の子2人の4人で都営住宅に住んでいる。

父は水道工事店で昭和38年から6年位配管工の仕事を手伝っていたが、途中病気のため1年程休んだ。昭和43年から椎間板ヘルニアで腰痛のため全然仕事が出来なくなり、治療を受けていた。その間昭和37年から45年まで生活保護を受けていた。昭和45年近くの区立小学校の警備員として勤めることになり生活保護も打切った。一方、母はパートで製本の仕事をしていたが、右肩の神経痛で余り丈夫でないため1週に4、5日しか働けなかった。母も昭和45年に父より一足先に、区立小学校の用務員として採用され、父母とも安定した職業についている。

*父50才(ケース59)母と男の子4人、女の子1人の7人家族で、都営住宅に住んでいる。

父は17~18年間廃品回収の仕事をしている。生活保護は昭和34年頃より44年まで10年以上受けていた。母は4年半風呂屋の手伝いをしていたが今年(昭和46年)から家政婦として働いている。長男、次男とも中学を卒業し働き出し収入が増えたため生活保護打切りとなった。

*父45才(ケース77)母と長男、女の子2人の5人家族で都営住宅に住んでいる。

父は結婚以前から胃が弱く、41年7月胃かいようの手術をした。その後血清肝炎となり、仕事で疲れると黄疸になる。表札売りなどの仕事をしていたが、昭和46年よりT区商連労災保険組合に勤めている。生活保護は昭和40年11月から46年3月1日まで受けた。母は造花製造の仕事、製本、内職、小学校給食婦のパートの仕事を転々として、現在(昭和47年)荏原製作所であめやおもちやをカンに詰めるパートの仕事をしている。

*父29才(ケース72)母と女の子2人の4人で都営住宅に住んでいる。父は中学卒業後、メッキの研磨一本でやってきたが、肝臓炎となり、昭和45年12月から46年11月まで入院。昭和45年に入院した時から47年8月までずっと生活保護を受けていた。それ以前も2、3回受けたことがある。現在、自宅で療養中であるが、上質のタンパク質、果物、野菜をとらなくてはいけないので母が遠く

赤羽まで自転車で安い物を買ひに出かけている。父は昭和47年8月から兄の婦人靴の下請けの個人会社に勤め出したが、12月には再発し再度入院することになり間もなく生活保護を再開することとなる。母は血圧が高いが薬でおさえて、内職やあめのかん詰めのパートの仕事に行っている。生活保護受給、打切りをくり返しているケースである。

4. 世帯の収入

世帯の状況において明かにしたように、対象世帯の殆んどが共働きであるため、世帯主の収入だけでその世帯の経済的条件を明かにすることは不適当であるから、父母の収入及び他の世帯員の収入を加算したものを世帯収入として把握することにした。各年度の平均世帯収入は、父母、その他の世帯員の収入を加算したものを各年度の世帯数で除したものであり、賃金労働者世帯の場合は定期収入、残業手当、賞与を含めた手取り額である。ただし、昭和45年度は定期収入と超勤手当だけで賞与が含まれていない。父の収入、母の収入についての平均額は、それぞれの収入を加算したものを、死離別により該当者のいない世帯を減じた世帯数で除したものである。最初に、1世帯当り1カ月の平均収入を求めてみると、次の表のとおりである。

表18. 世帯の月間平均収入

	父 円	母 円	他の世帯員 円	世帯の平均 円
昭和45年度	46,953	20,813	1,103	66,112
昭和46年度	71,197 (7,273)	22,089 (2,700)	1,944	88,644
昭和47年度	59,095 (4,905)	24,574 (2,708)	1,400	75,214

注：()は平均収入のうち賞与の占める額

いずれの年度の収入をみても父親だけの収入ではやっつけいけないことは、各々の年度の標準4人世帯(35才男、30才女、9才男、4才女)の最低生活保障水準と比較することによって明かにされよう。厚生白書によると、昭和45年の1級地では1カ月42,772円、46年48,361円、47年54,744円である。各々の年度の父の収入との比率をみると、昭和45年1.1倍、46年1.5倍、47年1.1倍となる。世帯の収入との比率は、昭和45年1.6倍、46年1.8倍、47年1.4倍となる。世帯の労働力を総動員して辛じて生活保護基準の1.4～1.8倍の生活を維持していることがわかる。

東京都区部の勤労者世帯の年平均1カ月の実収入は昭和45年121,898円、46年135,173円、47年154,546円であり、生活保護基準に対する比率は各年度とも同じく2.8倍となる。昭和45年の

場合は賞与が計算に入っていないので多少数値が低くなっていることを考慮にいれても、それらの数値と前記1.4～1.8倍という数値を比べれば、いかに低い生活水準であるかが明かであろう。個別に世帯収入をみると、勤労者世帯の平均収入と同程度以上のものは、昭和45年2世帯、46年8世帯、47年2世帯となっている。これら12世帯を除く83世帯がそれ以下の生活水準である。生活保護基準以下というものも昭和45年9世帯、46年7世帯、47年6世帯、合計22世帯もある(表19)。そのうち生活保護受給世帯は15世帯を占める。これらについては、すでに述べたので、生活保護を受給していない世帯の実状について述べたい(46～46年に重複する世帯があるため生活保護受給状況のところより1多い)。

45年には、父が身体障害者で失業中のため母が昼は保険外交、夜は小料理屋の仲居をして月40,000円の収入を得ているもの、父母ともにパートタイムの工員で共働きながらやっと40,000円にしかならないものもある。46年には、母子世帯で給食婦をして収入40,000円のもの、病身ながら母の手伝いを得て草履職人として45,000円の収入を得ている父、47年には、父が廃品回収業、母が内職をしているが35,000円の世帯、母子世帯で母が事務員として働き48,500円のものである。

次に、月平均の世帯収入が東京都区部の勤労者の1カ月当り平均収入以上のものについて考察したい。昭和45年には、親族経営のメッキ工場で父母ともに週6日間フルタイムで働いている世帯、サッシュ製造会社正社員の父と中学校教員の母という2世帯である。46年の場合8世帯と多いが、父母の職業の組合せは、住友商事KK課長と生命保険外交員、スタンダード製靴KK社員と履物店自営業主、石川島播磨重工業KK社員と同社診療所看護婦、本州プラスチックKK役員と同社の社員、毎日新聞社社員とピアノ教師、ヤジマ石油ガソリンスタンド勤務社員と同所のパートタイマー、電々公社課長と小学校用務員、それに廃品回収業と家政婦があるが、これは兄2人が稼働している異色のケースである。47年の組合せは、建設会社社員と公立中学校教員、国家公務員と青果信用組合事務員の2世帯のみとなっている。これら12世帯の父はすべて前述の東京都区部の平均収入を上回っている。そして、それらの世帯の母の職業は、収入が父に匹敵し安定しているもの、不安定ながら対象世帯の母の平均収入を上回るもの、平均と同程度であるが父の収入が多いものと3つの典型として把握することができる。

全般的傾向をみると、各年度とも最低生活保障水準

表 1 9. 世帯の月間平均収入

世帯収入	世帯数	昭和 45年	46年	47年	計
0				2(2)	2
5,000 以下			1(1)	1(1)	2
5,000～10,000			1(1)		1
10,000～15,000					0
15,000～20,000		1(1)	1(1)		2
20,000～25,000		2(2)			2
25,000～30,000		1(1)		1(1)	2
30,000～35,000		2(2)			2
35,000～40,000				1	1
40,000～45,000	3		3(2)		6
45,000～50,000	1		1	1	3
50,000～55,000	3		1		4
55,000～60,000			1	2	3
60,000～65,000	4		1		5
65,000～70,000	3		2	2	7
70,000～75,000	2			2	4
75,000～80,000			1	2	3
80,000～85,000	5		4	1	10
85,000～90,000	1		3	3	7
90,000～95,000			2		2
95,000～100,000			1	1	2
100,000～105,000	3		1	2	6
105,000～110,000			1		1
110,000～115,000	1		1		2
115,000～120,000				1	1
120,000～125,000	1		2		3
125,000～130,000				1	1
130,000～135,000	1		1		2
135,000～140,000			1		1
140,000～145,000					0
145,000～150,000			3		3
150,000～155,000			1		1
155,000～160,000			1		1
160,000～165,000				1	1
165,000～170,000					0
170,000～175,000				1	1
175,000～180,000					0
180,000～185,000					0
185,000～190,000			1		1
190,000 以上					0
		34	36	25	95

注：()は生活保護受給世帯，45年と46年に1ケース重複している。

と都区部の平均収入の線には含まれたところに72%の世帯が位置している。ただし、低い方に偏して分布していることがわかる。ここで、東京都区部の勤労者世帯月間平均収入の実収入、平均世帯人員、有業人員と比較すると、対象世帯群の方が世帯人員4.1、有業人員1.83とともにも高いにも拘らず、収入は大巾に下回っている。このことは有業率のところでも述べた、就業者1人ずつの収入が低いことを裏づけている(表20.)。

表 2 0. 世帯人員・有業人員と実収入

	平均世帯人員		有業人員		実収入	
	都区部	対象世帯	都区部	対象世帯	都区部	対象世帯
昭和45年	3.84		1.48		121,898	61,112
46年	3.85	4.1	1.48	1.83	135,173	88,644
47年	3.88		1.49		145,546	75,214

資料：総理府「家計調査年報」

また、父母の収入の関連をみると父の収入が相対的に低い年である昭和45年と47年に父の収入に対する母の収入の比率は、それぞれ44%と41%と高く、父の収入の高い46年には31%と下回る。ここに、生活必要経費を補わねばならない必要度に対応している母親の稼働指向をみる事ができる。もっとも、これは統計的処理の結果からいえることであるが、個々の事例にこのパターンの当てはまるものが多いのも事実である。

次いで、父母の収入の状況をそれぞれ別個にみていきたいが、最初に母の収入が無収入とされているものについて統計上同じ枠組に入れてあるが個別的状況が全く異なるため若干の説明を加えておきたい。母の収入なしの区分のなかには無職のものと実際には仕事に従事しているものが含まれている。後者の場合、母親が自営業主である父の協力者であるので、実質的には母の収入なしとはいえないが、現実的には母親の収入としての形態はとられていないことと、資料としての明確化を期して別途で実態を事例として示すことにしたものである。このような事例は、昭和45年に父の収入10,000～15,000円のなかに2人、46年に65,000～70,000円に1人、80,000～85,000円に1人いる(表21.)。

ここで、父の収入額別分布状況を平均収入の場合と同様に標準世帯の最低生活保障水準と比較すると、それ以下のものが昭和45年15世帯、46年7世帯、

表2.1. 父母の年度別月間平均収入

1カ月の平均収入	父の収入				母の収入			
	45年度	46年度	47年度	計	45年度	46年度	47年度	計
0 円	2	1	2	5	3	7	3	13
5,000 以下				0		1	1	2
5,000～10,000	2			2	1	1		2
10,000～15,000				0	7	2	3	12
15,000～20,000	1			1	11	6	9	26
20,000～25,000			1	1	1	5	2	8
25,000～30,000	2	1		3		3	1	4
30,000～35,000	3			3	5	1		6
35,000～40,000	4	1		5	2	1	1	4
40,000～45,000	1	2	2	5	2	3	1	6
45,000～50,000	1	2		3	1	1	1	3
50,000～55,000	5	2	3	10		1		1
55,000～60,000	1	2		3		1		1
60,000～65,000	2	4	3	9		2		2
65,000～70,000	1	2		3				0
70,000～75,000	2	3	3	8	1		1	2
75,000～80,000	1	1	2	4				0
80,000～85,000		2	2	4			2	2
85,000～90,000		1		1				0
90,000～95,000	1	4	3	8				0
95,000～100,000				0				0
100,000～105,000	3	1		4				0
105,000～110,000				0				0
110,000～115,000		2		2				0
115,000～120,000				0				0
120,000～125,000				0				0
125,000～130,000		1		1				0
130,000～135,000				0				0
135,000～140,000				0				0
140,000～145,000				0				0
145,000～150,000				0				0
150,000～155,000				0				0
155,000～160,000				0				0
160,000～165,000				0				0
165,000～170,000				0				0
170,000～175,000				0				0
175,000～180,000				0				0
180,000～185,000				0				0
185,000～190,000		1		1				0
190,000 以上				0				0
父子または母子世帯	2	3	4	9	0	1	0	1
計	34	36	25	95	34	36	25	95

47年8世帯計30世帯で全世帯数の32%を占める。一方、東京都区部の勤労者世帯の平均収入以上のものは、昭和46年の1世帯のみである。次いで、母の収入がない世帯を具体的に説明すると自営業手伝いの4世帯と父子世帯1を除く8世帯は、母が病弱5、多子、乳子を抱えているもの、職人である父の手助け各1となっている。以上の事例を考察することによって、病气や育児などのため働く条件が全く閉ざされていない限り就労している母親の姿が浮き彫りにされるのである。

父親が無収入の世帯については、職業のところで触れた通りであるが、そのなかでも特に、父親の収入がなく生活保護を受給しないで生計をたてている世帯の実状について述べたい。昭和45年には2世帯であるが、父親蒸発のためヘップサンダルのミシン縫いの仕事を1軒の家に集ってする集団内職の形態をとりながら、就労時間も午前8時から午後5時まで、日給月給制で月約40,000円の収入を得ている母子2人の世帯で国民健康保険にも加入していない。他の1世帯は母親が昼間は保険外交員、夕方からは料理屋の下働きとし1日中働き続けて、月40,000円を得、失業中の父親と子ども3人の生活を支えているものであり、このままの状態でも働き続けるならば早晚母親の健康が害されるのではないかと思う。昭和46年には、月平均40,000円という低収

表 2.2. 父母の1ヵ月平均収入の相関表

父の収入 母の収入	収入階級													合 計					
	0	5000以下	5000 ~10000	10000 ~15000	15000 ~20000	20000 ~25000	25000 ~30000	30000 ~35000	35000 ~40000	40000 ~45000	45000 ~50000	50000 ~55000	55000 ~60000		60000 ~65000	70000 ~75000	75000 ~80000	80000 ~85000	
0 (円)	x	△x	△	x	○△	x		○		○○△	△								
5000以下					○○														
5000~10000				○○															
10000~15000			○		x														
15000~20000			○	x															
20000~25000			○	○															
25000~30000			○	○															
30000~35000																			
35000~40000				○○	○○△														
40000~45000	△△			△	○x														
45000~50000	△			△	○														
50000~55000				△	○○△xx														
55000~60000				○	xx	x		○○											
60000~65000				○	xx	△△													
65000~70000	△			○	xx	△△													
70000~75000	x			○○	xx	△△													
75000~80000				○○△	△														
80000~85000	△△			△	x														
85000~90000	△			△															
90000~95000	△			△															
95000~10000	△			△	○	x													
100000~105000	○○			○○															
105000~110000																			
110000~115000					△														
115000~120000																			
120000~125000																			
125000~130000																			
130000~135000																			
135000~140000																			
140000~145000																			
145000~150000																			
150000~155000																			
155000~160000																			
160000~165000																			
165000~170000																			
170000~175000																			
175000~180000																			
180000~185000																			
185000~190000																			
190000以上																			
合 計	13	2	2	12	26	7	5	6	4	6	3	1	1	2	0	2	0	2	95

注:昭和15年度は○, 46年度は△, 47年度は×で1世帯を数わす。

入ながら区立中学校の給食婦をし母子2人の生計をたてている世帯がある。昭和47年には、製靴会社の臨時社員として月平均70,000円の収入、息子の家計補助を得ながら父親と養女の生活を支えているもの、父親と離別して会社事務員として月平均45,000円で母子2人の生活を営んでいる2世帯がある。

これまで述べた事例や父母の収入についての統計には表われていないが、世帯の実収入から推測される以上に苦しい生活を余儀なくされている世帯があるので紹介したい。対称世帯は核家族が多いが、なかには年老いた祖父母を引きとるようになった多子の日雇労働者の場合悲惨であった。父親は戦災で顔半分焼けただけ跡があり、母親も視力障害がありながら夫婦仲もよく暮していたが、突然年老いて働けなくなった祖父母がせまい都営住宅に転がりこんで来てから生活苦のため夫婦仲が悪くなり、祖父が嫁に甘過ぎると叱ったことから端を発し、結婚以来初めて殴られ聴力障害を起した母親がある。近所の人たちが仲裁に入ったが、祖父母は子どもたちに卵1個ずつ食べさせるのはぜい沢だ、自分たちは1個を3人で食べた、子どもはうるさいから外へ出せなどといわれ、雨が降るのに乳児を背負って外をうろうろ歩き回っていたのである。生活保護を受けるようになったからといって簡単に前の生活は戻って来ないであろう。他にも、病気で寝込んでいる祖父母の生活費と医療費のために働いている母親の姿もみられるし、同居していた姑との折合が悪く別居することになった姑の家賃支払いのため働く母親、父方の祖父母と同居していたが母が乳児を抱えて働けず、生活苦のため生活保護を受けるに至り、夫婦仲も悪くなるので世帯分離をし別居した事例がある。なお、小さな住宅を購入したが月50,000円の返済金のため生活費の乏しいもの、印刷業を自営するため購入した印刷機械の返済金のため父母が朝から晩まで働き続けている世帯などがある。

5. 収入形態

世帯の収入額がその世帯の経済的条件を決定する重要な要素であることはいうまでもないが、収入の形態もまた重要といわなければならないであろう。なぜなら、常に一定またはそれ以上の収入が確保されるのでなければ安定した暮らしを営めないという理由による。どのような形態で収入を得ているかということは、安定度の有力な尺度といえる。ここでは、まず父母の各々についてどのような形態で収入を得ているか全般的傾向を明かにしたい。

まず、父親の場合を考察してみよう。月給の者が39.5%と最も多く、次いで日給月給の28.4%であるが、時間給のものは1人もいない。月給のものには工具、事務員、公務員が多く、日給月給に工具が

多いのが特徴といえる(表23-1)。日給月給のものは、いずれも病氣、事故、雨天などで仕事を休めばその分を差引かれ減収という結果を招くわけである。自営業の場合も零細であるため同じ運命である。まさに、月給形態以外のものすべてが不安定な収入形態におかれている。母親の場合収入の不確実さはさらに顕著であり父親には全くみられない時間給が43.0%を占めるとともにパートタイマーの81.0%が工具であることはこの地域の特徴といえよう(表24-2)また、父母がともに月給形態の世帯も少数ありそれらの世帯は相対的にこの調査対象世帯のなかで安定した1群をなしている。これは、通勤圏の調査で後述するように、居住地に近い場所に職を求めること、勤務時間を早く切りあげたいと望むこと、子どもに何かあったら休みなどから、パートタイムの勤務を求めることの結果である。また、大都市周辺部として小・零細規模の各種製造業が多く、それらの工場が住宅と混在している地域性から職を近くに求めることが容易である背景も見逃す訳にはいかない。また、父親にはない形態として無給のものがあるのは特徴的で、この内訳は自営業の手伝い4と職人の手伝い1である。自営業を父が営んでいる場合、時間給として給料を受け取っているものは僅か1人、自営業以外のパートタイマーの工具として働いているものも1人ある。

6. 従業類型・規模と勤続年数

現在の職業について従事した年数はどの位であるかを勤務形態や企業規模とを関連させてみていきたい。父親の場合、平均年令39.0才で学歴も義務教育終了程度のもが多く、就業年数は長いのに現在の職業における継続年数が短いのが特徴的である。父親の多くは中卒以降24年間働いていると思われるが、企業規模50人以上のなかには10年以上の勤務者が集中しており、一方、6カ月未満、6カ月～1年、1～2年のものも35.8%と多く、転職の激しい1群の存在を断面的にはあるが示している(表24-1)。

なお、長年勤続者の勤務先についてみると、さすがに石川島播磨重工業KK16年、電々公社24年、毎日新聞社15年、スタンダード製靴KK30年など安定した大企業のものが多い。それらと対照的に、5人未満、10人未満の零細企業にも長年勤続者があるが、これは親族経営のメッキ工場、アルバム製本業、折箱製造業、自営でも甘栗行商、電気製品修理、廃品回収など、特殊な職種、熟練した技術を要するものである。公務員のなかには、長期と短期の2群があるが、長期のものは海上保安庁、区役所、郵便局などの事務系職員であり、短期のものはゴミ回収の清掃夫、小学校警備員など現業に従事しているものである。

母親の場合、現在の職業の継続年数はさらに短く、

表 23-1 父の職業と収入形態

父の職業	収入形態	月給	日給月給	日給	時間給	基本給+歩合	出来高	自営	実数
工員		7	13	1		1	1		23
事務員		11	1						12
公務員(事務系)		3							3
公務員(現業)		3							3
運転手		1	1			1			3
外交・セールス		6					1		7
店員		1							1
建設職人			2	1					3
その他の職人			3				4		7
雑役夫			2	1					3
自由業							1		1
零細自営業								7	7
廃品回収							3		3
その他			1	3			1		5
実数		32	23	6	0	2	11	7	81
割合		39.5%	28.4%	7.4%	0%	2.5%	13.6%	8.6%	100%

注：無職 5，母子世帯 9 を除く。

表 23-2 母の職業と収入形態

父の職業	収入形態	日給	日給月給	日給	時間給	基本給+歩合	出来高	自営	無給	実数
工員		1	5		30		1			37
事務員		3			1					4
公務員(事務系)		1								1
公務員(現業)		4								4
教員		2								2
看護婦・保母		3								3
外交・セールス						8				8
店員		1			2					3
家政婦				1						1
雑役夫			1		2					3
零細自営業					1			1	4	6
内職					1		10		1	12
その他							2			2
実数		15	6	1	37	8	13	1	5	86
割合		17.4%	7.0%	1.2%	43.0%	9.3%	15.1%	1.2%	5.8%	100%

注：無職 8，父子世帯 1 を除く。

1 年未満に 38.2%，2 年未満までに 61.5% が含まれるが、これら短期のものはパートタイムの単純労働に従事しているものが多く、少しでも時間給の高いところを求めて転々とするパート気質と小・零細企業主の都合次第の使い捨てを反映している。10 年以上の勤務者についてみると、公務員 3，50 人以上規模 2，30 人未満規模 4，自営 1 となっている。なお，5 人

未満のものには集団内職の形態をとる特異なもの 4 が含まれている。これは個人が小企業より下請けしてきたヘップサンダルやバック作りの仕事を、近くの主婦たちを集めてやらせ内職的な形態をとりながら時間給で賃金を支払うという方法をとっているものである。(表 2.4-2)。

特に興味深いのは、公務員のうち 10 年以上のもの

表 2 4 - 1 従業類型規模と勤続年数

父の勤続年数	従業類型規模				企 業 規 模					公 務 員	内 職	そ の 他	実 数	割 合		
	自 営	父 母	5 人 未 満	5 人 以 上	5 人 未 満	10 人 未 満	30 人 未 満	50 人 未 満	50 人 以 上						不 明	
6 カ 月 未 満		1			3	1			2	1		1	9人	11.1%		
6 カ 月 ~ 1 年			1		2	1	2		1	2	2		11	13.6		
1 ~ 2		1			1		2		1	3	1		9	11.1		
2 ~ 3	2					1	1					1	5	6.2		
3 ~ 4		2		1			1		1				5	6.2		
4 ~ 5		1			1								2	2.5		
5 ~ 10		1			2		3		3	2	1		12	14.8		
10 年 以 上		1	2		1	6	2		9		2	2	25	30.8		
不 明							1			2			3	3.7		
実 数		4	5	3	1	10	9	12	0	17	10	6	1	3	81	100

注：無職 5，母子世帯 9 を除く

表 2 4 - 2 従業類型規模と勤続年数

母の勤続年数	従業類型規模				企 業 規 模					公 務 員	内 職	そ の 他	実 数	割 合		
	自 営	父 母	5 人 未 満	5 人 以 上	5 人 未 満	10 人 未 満	30 人 未 満	50 人 未 満	50 人 以 上						不 明	
6 カ 月 未 満		1			1	1	5		4		2	4	1	19人	22.0%	
6 カ 月 ~ 1 年		1			2	1	1	1	4		1	3		14	16.2	
1 ~ 2					4	1	6		3		1	4	1	20	23.3	
2 ~ 3		1			1		2		5			1		10	11.6	
3 ~ 4		1			1				1					3	3.5	
4 ~ 5		1							2					3	3.5	
5 ~ 10		1			2								1	4	4.7	
10 年 以 上		1			2		4		2		3			12	14.0	
不 明									1					1	1.2	
実 数		1	6	0	0	13	3	18	1	22	0	7	12	3	86	100

注：無職 8，父子世帯 1 を除く

が教員 2，郵便局員 1 に対し，短期の 1～2 年のものが小・中学校の給食婦 2，用務員 2 という職種の違いが父親の場合と同様のパターンであることである。後者は，内職やパート女工などの仕事を経て現業のきびしい労働とはいえ，収入，身分とも安定した地方公務員を自ら選んだものである。現在パートタイマーであるが，同様現業の地方公務員を目指しているものがあるが，特に父親が病氣勝ちで不安定な職種の場合強く指向されている。その具体例としては，父親が甘栗行商だが病氣がちのため内職では生活費の補いがつかなく

なり小学校給食婦の試験に備えて猛勉強中の 2 児の母，父親が廃品回収業で母親は内職をしていたが，父親の仕事が高度経済成長のもとで収入が激減し，プラスチック加工のパートタイムの工員として機械を操作し男子並みの仕事を 2 年程続け，その後給食婦に転じたものなどがある。また，小学校給食婦を非常勤として勤めていた母は，やはり父が胃弱で労災保険外交員の仕事も不安定なもので，常勤として採用されるよう強く望んだが年令制限のため勤められなかったものもある。その他，父が東京都の下請けのゴミ回収会社に勤め収

入不安定のため母が内職からみどりのおばさんに転じたもの、父が室内装飾の大工だが胃弱で余り働けないためやはり内職から小学校給食婦になったもの、父が小学校警備員をしており、母も内職から転じたものなどがある。いずれの場合も、それ以前とそれ以後では、生活水準、殊に生活態度に大きな変容がみられる。正規の小学校の職員として働いている誇りと責任、収入のあがったことで生活態度に余裕がみられるようになっている。

父母ともに安定した職業に転職したい願望があるが、この間の事情については先に述べた母親の1人がやはり安定した仕事が一番です、いつも決ったお金が入ってやめてからも年金のあるのが魅力ですと語り、同じ団地の人にも用務員や警備員になろうと狙っても難しいから都の清掃員なら直ぐなれるから申込みなさいとすすめていることに集約的に示されていると思う。

7. 就労時間

これまで明かにしてきた収入や収入の形態がどのような就労条件によって支えられているか、1日の就労時間、過当りの就労日数の状況から明かにしていきたい。父の就労時間は、1日9～10時間に最も多く、8～9時間と10～11時間を合計すると実に74%が含まれる(表25-1)。ただし、一般勤務形態とは異なるタクシー運転手と警備員は15時間以上継続の勤務であるが隔日勤務であるので折半した時間を1日の就労時間とした。特に長時間の15時間勤務の父は、民主商工会の勤務のものである。13～14時間のものは、連日残業をしている工具で、午前8時から午後10時まで勤務して月平均6,000円位の収入をやっとあげている事例であるが、これは母が病弱で就労できないものであり、残業をしなかったら生活保護受給世帯程度の収入しか得られないものである。また、理髪店を自営していて夫婦で午前8時から午後8時半、時によっては午後9時半まで就労している事例もある。使用人といっても補助的な仕事をするお手伝いである。12～13時間の場合、料理屋の店員が午前9時から午後9時半までトラックによる家具運搬請負いが午前8時から午後9時過ぎまで、肉屋の店員が午前9時から午後10時、自動車の整備工が午前6時または8時から午後8時、団体事務局員で労働組合を回るので午前10時から午後10時半という具合である。

公務員を除いては殆んどが土曜日でも平日と同じ勤務時間であり、製造業にたずさわるものは祭日にも勤務するものがある。低収入で長時間の就労者が多い事実は、長時間労働することによってやっと必要な生活費を保持していることと時間当りの賃金の低いことを示している。収入の額だけではなく就労時間をみることによって、日常生活にもたらせられる重荷を測り知る

ことができると思う。労働時間の長いものには持病のあるものが多く、住み込みで土、日曜日のみ自宅に戻って来る父親もある。当然、短時間勤務者は病弱者だけということになる。

次に母の就労時間について考察すると、父よりも短かい傾向があり、7～8時間30.1%、8～9時間は29.1%で過半数を占める。時間給または日給月給であるが日曜日と祭日以外は毎日勤務しているものが多いが、夕食の買物、調理などの家事のため、また、保育所側が早く迎えに来ることを求めるなどにより、午後4時で仕事を打ち切っている母が多い。これらの理由や子どもの傷病、小学校の集会などの場合気兼ねに休める職場として、居住地に近い職業、パートタイムの仕事に流れ勝ちなのは、収入形態、通勤圏の分析において述べる通りである(表25-2)。

なかでも、いずれも自営の履物店、書店、理髪店の母親の労働時間が13時間に及ぶことは特筆すべきことであろう。同様13時間労働のなかに午前9時40分から午後3時まで生命保険外交員、午後4時30分から11時まで小料理屋の仲居をしている母親もいる。製靴会社勤務の雑役婦は年令47才であり勤務年数も11年に及んでいるが、臨時社員のため、正社員は午前8時から午後4時までの勤務であるのに、仕事の性質午前7時までに行かなければならず連日拘束9時間の就労を課せられている。

次に、父母の就労日数について考察したい。ここでは、勤務形態ならびに就労開始時間・終了時間などに関係なく、職業別に週当りの就労日数を集計したものである。ただし、就労日数区分の数字は不定期の区分内を除き1日に6時間以上就労するものを表わすことにした。しかし、父の場合には就労時間のところで明かにしたように8時間未満は4ケースだけであること、母の場合8時間未満の就労者が5.5%あることを確認しておきたい(表26-1)。

5日制勤務が大企業から徐々に広まっている現在であるが、父親の場合6日制が74.1%と圧倒的に多く、自営業主には全く休日なしに働くものさえみられる。不定期のものが8.6%あり、これらの職業は就労形態が不定であることが、直接的に収入を不定にするものである点に注目したい。母の就労日数もやはり6日勤務が60.4%と多いが、パートタイマーとして標準勤務時間の8時間より1～2時間早く切りあげるものも多い(表26-2)。

母親の場合、常用者は別として多数を占めるパートタイマーについては、特に1日の就労時間だけでなく稼働日数にも注目しなければならない。パートタイマーといたながら常用と同じ週6日の勤務が多いが、午後4時に仕事を切り上げたいため臨時工としての低賃

表25-1 就 労 時 間

就労時間 父の職業	3未 時間満	3 ~ 4	4 ~ 5	5 ~ 6	6 ~ 7	7 ~ 8	8 ~ 9	9 ~ 10	10 ~ 11	11 ~ 12	12 ~ 13	13 ~ 14	14 ~ 15	15以 時間上	実 数
工 員							3	12	3	3	1	1			23
事 務 員							4	4	2		1			1	12
公務員(事務系)							3								3
公務員(現業)							3								3
運 転 手							1	1		1					3
外交・セールス							2	1	2	2					7
店 員											1				1
建設職人							1		2						3
その他の職人	1						4	1	1						7
雑 役 夫						1		2							3
自 由 業										1					1
零細自営業								2	2	1	1	1			7
廃品回収					1	1			1						3
そ の 他		1						1	2		1				5
実 数	1	1	0	0	1	2	21	24	15	8	5	2	0	1	81
割 合 (%)	1.2	1.2	0	0	1.2	2.5	25.9	29.7	18.5	9.9	6.2	2.5	0	1.2	100

注：無職5，母子世帯9を除く。

表25-2 就 労 時 間

就労時間 母の職業	3未 時間満	3 ~ 4	4 ~ 5	5 ~ 6	6 ~ 7	7 ~ 8	8 ~ 9	9 ~ 10	10 ~ 11	11 ~ 12	12 ~ 13	13 ~ 14	14 ~ 15	15以 時間上	実 数
工 員					2	19	12	3	1						37
事 務 員				1		1	2								4
公務員(事務系)							1								1
公務員(現業)						2	2								4
教 員						1	1								2
看護婦・保母							3								3
外交・セールス			2	2	3							1			8
店 員							1		1	1					3
家政婦								1							1
雑 役 婦	1					1		1							3
零細自営業			1	1		1						3			6
内 職	3		1	2	1	1	2	1		1					12
そ の 他					1		1								2
実 数	4	0	4	6	7	26	25	6	2	2	0	4	0	0	86
割 合 (%)	4.7	0	4.7	7.0	8.1	30.1	29.1	7.0	2.3	2.3	0	4.7	0	0	100

注：無職8，父子世帯1を除く。

金に甘んじている。母親が就労していることは、低所得世帯の生活にどのような意味を持っているであろうか。母親が就労していると一般的には通勤の必要経費や衣食に加工度の高いものを購入するようになる。つまり、家事労働を1部購入することによっ

て、そうでない世帯と同じ収入を得、生活費支出をしていても、実質的な生活水準は乏しいものになっているといえる。父母のうちどちらかが病気にでもなればたちまち生活困難に陥る世帯が非常に多いが、父親の長時間労働、母親には昼間の仕事に加えて家事労働が

表 26-1 就 労 日 数

就労日数 父の職業	1 週 間 当 り				下 記 の 休 日 以 外				不 定 期	実 数
	7 日	6 日	5.5 日	隔 日	隔 週 1 日	月 に 1 日	月 に 2 日	月 に 3 日		
工 員		19			1	1		1	1	23
事 務 員	1	10	1							12
公務員(事務系)		2	1							3
公務員(現業)		2		1						3
運 転 手		2		1						3
外交・セールス		6			1					7
店 員		1								1
建 設 職 人		2					1			3
その他の職人		4							3	7
雑 役 夫		3								3
自 由 業		1								1
零 細 自 営 業	2	4					1			7
産 品 回 収	1	2								3
そ の 他		2							3	5
実 数	4	60	2	2	2	1	2	1	7	81
割 合 (%)	4.9	74.1	2.5	2.5	2.5	1.2	2.5	1.2	8.6	100

注：無職 5，母子世帯 1 を除く。

表 26-2 就 労 日 数

就労日数 母の職業	1 週 間 当 り				下 記 の 休 日 以 外				不 定 期	実 数
	7 日	6 日	5.5 日	隔 日	隔 週 1 日	月 に 1 日	月 に 2 日	月 に 3 日		
工 員		32	5							37
事 務 員		2	2							4
公務員(事務系)		1								1
公務員(現業)			4							4
教 員			2							2
看 護 婦 ・ 保 母		3								3
外交・セールス		3	4						1	8
店 員		1			1		1			3
家 政 婦									1	1
雑 役 婦		2	1							3
零 細 自 営 業	2	2					1		1	6
内 職	1	5							6	12
そ の 他	1	1								2
実 数	4	52	18	0	1	0	2	0	9	
割 合 (%)	4.7	60.4	20.9	0	1.2	0	2.3	0	10.5	100

注：無職 8，父子世帯 1 を除く。

加重されることで病気になる可能性は、健康のところ
で明かにしたようになり
高いといわなければなら
ない。

8. 社会保険の加入状況

社会保険の種類によって
費用の負担、事故別給付の
内容が異なっているため、
世帯主がどの保険に加入し
ているかということが重要
になってくる。ここでは年
金については触れない。国
民健康保険加入世帯が多く、
健康保険と同じく 35% を
占めているが目立っている
(表 27)。なかには国
民健康保険にも加入してい
ない零細自営のプラスチック
加工業者、ヘップサンダ
ルミン縫いの家内労働者
のいることを指摘してお
く。両者とも国民健康
保険のことは知っており、
後者は、いどこに医者がい
るから病気になったらみて
もらうからいい、掛け金を出
すのが勿体ないから私は
入らないといっている。

9. 通勤圏、通勤時間と方法

まず、父の通勤圏につ
いてみると足立区内が 44.5
%、他区 38.2%、他府県
6.2% となっており、都市
労働者の職住が離れる傾向
のある現在、職住近接が多
く職場も生活の場も同区内
というのが特徴的である。
区内の中でも徒歩または自
転車通勤の可能な近接地区
も多い。他区内も比較的下
町といわれている周辺区が
多く、他府県といっても埼
玉県の川口市や草加市は足
立区と隣接しており千葉県
の船橋市も遠隔地とはいえ
ない(表 28)。

表27 社会保険の加入状況

保険の種類	世帯主父	世帯主母	計
健康保険	33	0	33
日雇労働者健康保険	0	0	0
国家公務員共済組合	1	0	1
地方公務員共済組合	4	1	5
公共企業体職員共済組合	2	0	2
私立学校教職員共済組合	1	0	1
国民健康保険	32	1	33
生活保護受給	10	5	15
未加入	1	1	2
不明	3	0	3
実数	87	8	95

表28 父母の通勤圏

通勤圏		父		母			
東京都	立 区	近 隣 地 域	本木5丁目	1	%	7	%
			西新井本町4丁目	2		11	
			興野町	8		21	
			西新井本町	2		13	
			本木町		21.0	2	79.0
			江北町	1		7	
	他 の 区	隣 接 区	北荒川区	1			
			葛飾区	7	12.3	1	1.2
			墨田区	1			
			江戸川区	1		1	
23 区	他 の 区	台東区	4				
		江東区	1		1		
		品川区	1				
		中央区	5	25.9	1	7.0	
		千代田区	2		1		
		港区	2				
		文京区	2		1		
		豊島区	2		1		
		目黒区	1				
		近 県		川口市	2		
草加市	1			6.2	1	1.2	
船橋市	1						
不 明		千葉市	1				
		不 定	7	8.6	1	1.2	
不 明		不明	2	2.5	0	0	
		実数・割合	81	100	86	100	

母親の場合には、極めて著しく職住接近の傾向がみられる。すなわち、足立区内のものが89.4%を占めていることである。なかでもそのうち79%が近隣地区を仕事の場としている。これは、お金を沢山くれても遠くでは家のことや子どものことに手が回らなくなるし、何かあった時に困るからという母親の言葉がその間の事情を示していると思う。近隣地区を仕事の場とすることは、時間はもとより服装などの必要経費を軽減することになっているし、子どもの病気、PTA集会、家事の滞りなどで仕事を休まないわけにはいかないので気軽に休める勤務先を選んでいるのである。近隣地域に安定した仕事を持っている人は殆んどなく、そのことは例えば看護婦で常勤と同じに働きながら日給である事例にも端的に表われている。他の病院に変わりたいが近いということで今のところで低賃金を我慢をしているというのである。

次に、通勤時間と通勤方法について考察したい。父親の場合、電車利用と電車・バス利用が29.6%と最も多いが、自転車利用が26%と続いているのが目立つ。通勤時間は、70分以上が4.9%あるだけで、1時間以内が約80%を占めている。なかでも自転車やバイク利用による40分以内のものが30.9%を占めこれは地域の特性といえる(表29-1)。

母親の場合、内職者や自営業手伝いなど自宅を仕事場とするものが約20%と多いが、何といても徒歩が44.2%と圧倒的に多く、ひいては通勤時間もすべて20分以内と短いことに注目したい。また、単車やトラック、自家用車の利用は父親の方が母親よりずっと多いが、自転車利用の母親は16.3%とかなり多い、徒歩によるものと合すると約60%を占めることになる。さらに自宅のものを加え80%余の母親が交通機関を利用していない訳である。ここでは、交通費負担は0に押えられているが、交通費の事業主負担を期待できないパートタイマーにとって通勤方法も仕事選びの大きな要素となっている。通勤時間が短いことは、就労所要時間の総体からみると大いに利点になっている(表29-2)。

10. 現在の職業と前の職業

今までの所で現在の職業における就労状況を明らかにしてきたが、それでは、それ以前はいかなる職業であったのか、また職業移動にいかなる特徴がみられるかを考察したい。

表30は父親の現在の職業とそれに就く直前

の職業との関連を見たものである。特に多いのは以前も工員であり、現在も工員であるものが11ある。それ以外は数字としてきわだって多いものは見当たらないが、事務員は事務員に、外交セールスは外交セールスに、その他の職人はその他の職人というように同職種内で転職しているという特色がみられる。しかし、ほとんどが不安定な職業から不安定な職業に移動している。

転職の原因をあげてみると、前職が時代の流れにとり残されてしまったもの、例えば、草履製造職人、甘納豆製造職人など需要の低下と資本制生産への移行によるものがある。また、事業の上手くいかなかった事例には洋品店経営を始めたが、70万円の借財を作っ

てしまいゴム加工員になったもの、友人と共同経営していたハンドバック卸し商が倒産し、有名なハンドバック製造販売会社のセールスマンになったものなど経営者から被用人になったものがみられる。職業から起こる傷病を原因とする事例も多い。これについては、既に健康のところで明かにしてきた通りである。ミキサー車の運転手が余りの労働過重に将来の健康が不安になり、給料が半減するにもかかわらず、区土木課の現場労働者に転職する例に典型的にみられるように身分と収入の安定した職場を指向する一群がある。

規模と継続年数のところでも明らかにしたように継続年数が短かく転職が多いのが父母ともに職業に見ら

表29-1 父の通勤時間と方法

通勤方法	通勤時間														不 定	不 明	実 数	割 合 (%)	
	5分以下	5 分 10 分	10 分 15 分	15 分 20 分	20 分 30 分	30 分 40 分	40 分 50 分	50 分 60 分	60 分 70 分	70 分 80 分	80 分 90 分	90 分 100 分	100 分 110 分	110 分 120 分					120 分 以上
自宅	6																	6	7.4
徒歩	1	2	1	1		1												6	7.4
自転車	1	3	3	5	3	5	1											21	26.0
バイク			1	1		1							1					4	4.9
バス																		0	0
電車、電車・バス					1	3	3	4	10		2				1			24	29.7
自家用車		2	1			1			1									5	6.2
トラック			1	2														3	3.7
住み込み	1																	1	1.2
不定																	7	7	8.6
不明																	4	4	4.9
実数	9	8	8	7	4	11	4	4	11	0	2	1	0	0	1	4	7	81	100
割合(%)	11.1	9.9	9.9	8.6	4.9	13.7	4.9	4.9	13.7	0	2.5	1.2	0	0	1.2	4.9	8.6	100	

表29-2 母の通勤時間と方法

通勤方法	通勤時間														不 定	不 明	実 数	割 合 (%)	
	5分以下	5 分 10 分	10 分 15 分	15 分 20 分	20 分 30 分	30 分 40 分	40 分 50 分	50 分 60 分	60 分 70 分	70 分 80 分	80 分 90 分	90 分 100 分	100 分 110 分	110 分 120 分					120 分 以上
自宅	17																	17	19.8
徒歩	12	9	10	6	1													38	44.1
自転車	2	6	4	1	1													14	16.3
バイク			1															1	1.2
バス						1		1										2	2.3
電車、電車・バス						3	2	1	1	1	1							9	10.5
自家用車			1		1													2	2.3
トラック																		0	0
住み込み																		0	0
不定																	2	2	2.3
不明																	1	1	1.2
実数	31	15	16	7	2	5	2	1	2	1	1	0	0	0	0	2	1	86	100
割合(%)	35.8	17.3	18.5	8.6	2.3	5.8	2.3	1.2	2.3	1.2	1.2	0	0	0	0	2.3	1.2	100	

れる傾向である。

次に転職のいくつかの事例を紹介しよう。

*父39才(ケース68)溶接学校を卒業してずっと溶接工であったが目をいためて以来、中外化学工業の油をこす仕事にかわり今年(昭和45年)で5年目になる。昭和46年4月以来、近所の人のすすめでM区の清掃事務所に勤め始め、ゴミの回収の仕事をしている。

*父39才(ケース616)車の修理工であったが4年前に椎間板ヘルニアで腰を痛めて、昭和41年よりガソリン・スタンドの主任を3年間して、昭和44年5月より大成運輸のトラックの運転手をしている。

*父40才(ケース632)日通竹之塚支店々長をつとめていたが、昭和43年から千住青果に移り、43年12月から神田の青荷市場に勤めるようになった。42年頃からノイローゼ気味となり、昭和44年5月から8月まで入院、現在は自宅で1日3時間ほど婦人靴の糊づけの内職をしている。

*父41才(ケース636)税理士、法律関係の事務所に勤めていたが、42年より3年間三協鉄工に勤め、45年に縁故で今の会社協栄鉄工(株)に移り、課長と

して営業を担当している。

*父33才(ケース678)父は左下肢機能損傷の4級の身体障害者である。職業補導所の製靴科で1年学び、6カ月作業所においてハヤサカスポーツに勤め、昭和42年から4年間東和スポーツに勤め、46年よりエノキ屋・スポーツ(株)の支店に勤め始め1年たつ。ポーリング、スキー靴、ホッケー靴などのスポーツ靴を作る職人である。

*父33才(ケース680)父は祖父が大工だったので大工の頭を5年間していたが昭和34年頃より印刷の仕事に変わり13年たつ。今勤めている細川活版所(株)には46年に安定性があるのでかわって半年たつ。

*父33才(ケース625)父は秋葉原の電気関係の店に勤めていてその後大分県の実家の電気関係の商店を3年間位手伝っていたが、自動車の助手席にはねられ片腕を失くし肢手をはめている。昭和45年4月上京し、2、3電機屋につとめたが長く続かなかった。その間千葉で住込みもした。更に2~3カ所転々とし昭和46年8月より文京区のスピーカーの製造・販売をするジムテックKKに勤めている。

表30 現職と前職

前職 現職	工 員	事 務 員	公 務 員 (事務)	公 務 員 (現業)	運 転 手	外 交 ・ セ ー ル ス	店 員	建 設 職 人	そ の 他 の 職 人	雑 役 夫	自 由 業	零 細 自 営 業	廃 品 回 収	そ の 他	病 気	失 業 中	現 同 職 と じ	不 明	計
工 員	11		1			1				1		2		1			4	2	23
事 務 員		3					1										8		12
公務員(事務)																	2	1	3
公務員(現業)	2				1														3
運 転 手					1		2												3
外交・セールス						4	2												7
店 員									1										1
建 設 職 人	1							1									1		3
その他の職人									4								3		7
雑 役 夫	1									2									3
自 由 業										1									1
零細自営業	2			1	1									1				2	7
廃品回収	3																		3
そ の 他														4			1		5
病 気	2						1							1					4
失 業 中							1												1
計	22	3	1	1	3	5	7	1	5	4	0	2	0	7	0	0	19	6	86

むすび

この調査対象における典型的な世帯は、核家族で子どもは平均2.2人、平均世帯人員4.1人と東京都区部よりいずれも幾分高い傾向にあった。生産年齢人口は少ないにもかかわらず生産年齢人口に占める有業者数の割合は、都市平均に比べ高く、有業率も高く、そのなかでも特に母親が就労している多就業世帯であるという特色が明かにされた。資本関係においてみると、労働者階級がほとんどを占めており、東京都の周辺部をなす中・小・零細の企業に勤めるものが父母ともに多い。多就業世帯の典型は、父は区内の工具で母は近隣の工場のパート女工という組合せであり、ほとんどが不安定な職業への就労であった。給与形態も父は日給月給、母は時間給が多く、社会保障などの保障もなく、労働条件も劣悪で低賃金長時間労働であった。継続年数をもても短いものが多く、職業移動も激しい傾向がみられた。

世帯収入は東京都区部の勤労者世帯平均収入の1.4～1.8倍で、辛うじて生活保護最低基準をやや上回っている世帯が多く、なかには生活保護基準と同程度ないしはそれ以下のものすらみられた。驚くべき低賃金の存在である。父の低賃金とライフサイクル上子どもの養育と教育の時期であることは多就業形態を必然化し、病弱者、多子以外の母親はすべて稼働している。これらの世帯では、母親が生きていくためにいやでも働かなければならない立場のものである。被保護世帯等を除くとほとんどが共働き世帯であることは、母親が働けるという点が低所得階層のなかで辛うじて最低の生活を維持できる要因となっている。しかし、これは共働きが低賃金とはいえ曲りなりにも順調に行なわれている時のことで、一たん父母のどちらかに家出、疾病、傷害などにより稼働できない事情が生じれば直ちに生活は崩壊され被保護層に落ちこんでしまう。

母親の側に立って考える時、父親が低賃金のため長時間労働を強いられることや不安定な職業であることのおし寄せは、母親の止むを得ぬ稼働を促すとともに家事労働への不協力となって身体的にも精神的にも母親を圧迫している。パートや家内労働にしては一般勤労者に匹敵する長時間労働は、子どもの養育を含む家事労働を種々の面で阻害している。たとえば、子どもは朝御飯ぬき、給食のない日はお金を持たせるか菓子パン、夕食はお金で持たせておくなどに現れる。お金で渡された子どもは適切な指導を得られないと、アイスクリームを5個も買ったり、食事代りにシュークリ

ームやガムを買ったり、時には玩具に化けることすらある。もちろん、母親は衣食に加工度の高い品物を求め、一部家事労働を購入している。概して、生活は高価な玩具や家具を買うなど無計画であるが、その原因は生活の圧迫よりきた反動であると考えられる。このような状況で、世帯収入として示される数字をさらに下回る実質的生活水準というのが実状である。

これらの世帯の全生活を包括してみる時、父母ともに傷病の危険性は高く、精神、肉体の荒廃へのプロセスにあると思われる。特に、母親への労働と育児の二重の負担はすさまじく、母親自身の言葉を借りれば、「子どもの話をきかなくてはと思うが疲れていて文句しか言わない」と述べているように現実の生活の姿を現している。ある母親は出産後の過労から緑内障になり失明に至ったり、また、ある母親は父の入院と退院のくり返りで経済生活を維持するため高血圧をおして労働、家事の過重から死に至った。いずれも極端な形ではあるが生活の姿を如実に現している。子どもの保育年数を調べた結果は平均2.8年であり、乳飲子の段階を終るや直ぐ保育所に子どもを預け働き続けてきた姿が分る。

さらに、これらの世帯においては「現職と前職」でみたように不安定から安定した職業への上昇は少なく、不安定な職業内での移動が多く見られ、他階層からの転落はほとんどみられず停滞した貧困層として存在している。ただし、少数とはいえ父母ともに、ゴミ清掃員、警備員、用務員、給食婦など現業の公務員として安定した職業を求める傾向がみられた。このことは可能な範囲で安定した職業指向する傾向を推察することができる。それらの世帯はそれ以後徐々に相対的にはあるが安定した生活に変化している。また、収入の安定が生活態度をも変容させている。このことから、生活保護の拡充、適用の拡大はいうまでもなく、被保護層の母体であるこれらの層への不安定就業と低賃金に何らかの対策が必要であるといえる。

さらに、これらの世帯にとって地域に根ざいた各種の具体的サービスも不可欠であろう。まず、当然ながら「安心して預ってもらって働く」ことの保障が期待されている。差し当り必要なのはこの地域の需要に足る学童保育クラブの増設である。保育所は、もちろんいうまでもない。また、母親の病気、父親の入院などの時、子どもを委託できる施設の拡充はもちろんのこと、家事補助者など、状況に応じサービスを利用者が選択できることが必要であろう。

A-1. 普通世帯 (45年度)

ケース	主の年齢	主の健康	世帯人員	有業人員	生活保護	主の職業	母の職業	主の月収	母の月収	社会保険
1	42	健	3	2	現	大工	靴の下ばり内職	70,000	10,000	国保
2	42	健	5	3		運送業自営	玩具製造工	65,000	18,000	国保
3	48	健	4	2		印刷業自営	自営手伝い	100,000	-	国保
4	43	身障	4	2		アルバム製造工	ヘルメット製造工	60,000	10,000	健保
5	37	健	4	2		カメラ部品製造工	カメラ部品製造内職	57,000	46,000	国保
6	45	身障	5	2	前	建設業雑役	そば屋店員	34,000	35,000	国保
7	39	健	4	2	前	重油工員	ラーメンスープ製造工	50,000	15,500	健保
8	36	健	5	2		メッキ工場運転手	メッキ工場員	100,000	20,000	健保
9	42	健	6	2		メッキ工	〃	100,000	30,000	健保
10	31	弱	4	2		家具加工工員	生命保険外交員	50,000	30,000	健保
11	53	弱	6	3		製鉄業工員	ヘップ製造工	32,000	30,000	国保
12	33	弱	6	2	現	配管工	〃	25,000	7,500	
13	39	健	4	2		郵便局員	郵便局員	32,000	38,000	公共済
14	46	健	4	2		サッシュ会社事務員	区立中学校教員	53,000	70,000	健保
15	39	弱	4	2		トラック運転手	草履内職	70,000	13,000	国保
16	34	健	4	2		製靴工場機械工	ステレオケース製造工	38,000	12,000	健保
17	34	弱	4	2	現	廃品回収業	薬品包装内職	15,000	10,000	
18	48	健	4	2		肉屋店員	ビニール加工工員	45,000	17,600	国保
19	48	健	3	2	前	民主団体職員	雑役婦	35,000	15,000	健保
20	37	健	4	2		調理師	装身具製造工	50,000	18,200	国保
21	45	健	4	1		双眼鏡組立工	病気	60,000	0	国保
22	39	病	5	2	現	草履の図案描職人	メッキ工場員	5,000	19,000	
23	33	身障	5	1	前	求職人	生命保険外交員 } 料理屋下働き }	0	40,000	国保
24	35	健	5	2		プラスチック加工自営	自営手伝い	100,000	-	なし
25	39	健	6	2		製袋業自営	〃	75,000	10,000	健保
26	36	弱	3	2		ゴムプレス工	電気器具組立工	25,000	15,000	健保
27	38	弱	5	2	前	装飾大工	公務員(給食婦)	50,000	30,000	不明
28	40	健	4	2		飾り職人	ヘルメット製造工	40,000	15,000	不明
29	34	病	4	1	現	病気	ラーメンスープ製造工	0	15,000	
30	40	病	4	2	現	婦人靴内職	縫製工	5,500	18,000	
31	40	病	4	2		タクシー運転手	カバン製造工	35,000	12,000	健保
32	41	健	4	2	前	唐手の先生	スピーカー製造工	36,000	18,000	国保

A-2. 母子世帯 (45年度)

ケース	主の年齢	主の健康	世帯人員	有業人員	生活保護	主の職業	主の収入	社会保険
33	39	健	3	2		肉屋店員	30,000	
34	不明	弱	2	1	-	ヘップ加工々	40,000	

B-1. 普通世帯 (46年度)

ケース	主の年齢	主の健康	世帯人員	有業人員	生活保護	主の職業	母の職業	主の月収	母の月収	社会保険
35	33	健	4	2		玩具製造会社常務	玩具製造会社の包装	114,000	33,000	健保
36	41	弱	3	2		鉄工会社事務員	玩具製造会社事務員	58,000	22,000	国保
37	32	健	4	2		旋盤工	生命保険外交員	74,000	46,000	国保保
38	46	健	4	2		商事会社員	"	171,000	18,000	健保
39	32	弱	4	2	現	区役所 公務員(土木)	"	62,000	50,000	地共済
40	42	健	5	2		電々会社々員	区立小用務員(公務員)	90,000	40,000	公共済
41	37	健	3	2		石川島播磨重工K社社員	石川島播磨重工K社 診療所看護婦	90,000	61,000	健保
42	34	弱	4	2		木材加工職人	ハトム製造工	35,000	15,000	国保
43	38	健	5	2		タイヤプレス工	洋服のまとめ内職	45,000	10,000	健保
44	40	弱	5	2		旋盤工	洋服師	75,000	15,000	健保
45	37	健	4	2		清掃夫	バッグ内職	50,000	10,000	健保
46	41	健	4	2		新聞社々員	ピアノ教師	126,000	20,000	健保
47	48	健	5	3		製靴会社員	靴履物店自営	101,000	25,000	健保
48	36	弱	4	1	現	電気修理工	病氣	40,000	0	
49	39	弱	4	2		草履加工職人	草履加工手伝い	45,000	-	国保
50	44	弱	5	2		大工	私立保育園給食婦	70,000	25,000	国保
51	37	健	4	2		車整備工	生命保険外交員	65,000	58,000	健保
52	39	弱	4	2	前	区立小警備員(公務員)	区立小用務員(公務員)	62,000	40,000	地公済
53	36	健	4	2		石油セールス	石油スタンド店員	110,000	35,000	健保
54	41	健	4	2		区役所(事務)	製本内職	94,000	15,000	地公済
55	35	健	3	2		雑貨問屋の営業	自動車部品製造工	56,000	21,000	健保
56	38	健	4	2		左官手伝い	レジャー用品製造工	50,000	15,500	国保
57	35	健	5	2		床屋自営	自営手伝い	65,000	-	国保
58	32	健	3	2		電機会社の営業	レジャー用品製造工	63,000	23,900	健保
59	50	健	7	4	前	廃品回収	家政婦	70,000	25,000	国保
60	42	病	4	1	現	病氣	玩具製造内職	0	9,000	
61	41	健	4	2		民主団体職員	私立保育園保母	26,000	62,500	健保
62	不明	健	3	2		印刷工	紙器加工工員	60,000	20,000	健保
63	28	健	6	1		ゴムプレス工	無職	83,000	0	健保
64	39	身障	4	1	前	鉄骨組立工	無職	90,000	0	国保
65	40	健	5	2		書店自営	自営手伝い	80,000	-	国保
66	41	身障	8	1	現	日雇	無職	44,500	0	

B-2. 母子世帯 (46年度)

ケース	主の年齢	主の健康	世帯人員	有業人員	生活保護	主の職業	主の月収	社会保険
67	36	健	2	1		区立小給食婦(公務員)	40,000	地共済
68	44	身障	4	1	現	あんま内職	2,000	

B-3. 父子世帯 (46年度)

ケース	主の年齢	主の健康	世帯人員	有業人員	生活保護	主の職業	主の月収	社会保険
69	45	健	3	1		木材パネル製造工	85,000	健保

C-1. 普通世帯（47年度）

ケース	主の年齢	主の健否	世帯人員	有業人員	生活保護	主の職業	母の職業	主の月収	母の月収	社会保険
70	不明	健	4	2		私立大学職員	不動産屋事務員	70,000	35,000	私共済
71	30	健	3	2		鉄骨製造工	玩具製造工	75,000	25,000	国保
72	29	病	4	1	前,現	病気	革サイフ作り内職	0	4,000	
73	34	身障	4	1		カバン店営業	病気	65,000	0	健保
74	38	健	4	2		セルロイド研磨所営業	病院看護婦	60,000	32,640	国保
75	38	健	4	2		サッシュ会社事務員	区立中学校教員	78,000	60,000	健保
76	39	健	3	2		海上保安庁	信用組合事務員	65,000	65,000	
77	45	弱	5	2	前	労災保険組合外交員	あめ缶づめ作業工	60,000	15,000	健保
78	33	身障	4	2	前	スポーツ靴製造職人	//	40,000	15,000	国共済
79	41	弱	4	2		ゴムプレス工	時計文字盤製造工	70,000	15,000	国保
80	33	健	4	2		印刷工	家具製造工	60,000	15,000	健保
81	37	弱	3	2		パチンコ機械製造工	あめ缶づめ作業工	80,000	15,000	国保
82	44	身障	4	2		折箱製造職人	化粧品ふた製造工	50,000	18,000	国保
83	52	病	5	2		病気	製靴会社雑役婦	0	57,000	健保
84	36	健	4	2		トビ職人	保険会社外交員	40,000	15,000	不明
85	38	弱	4	2	前	甘栗露店商	ステレオ・カバー内職	75,000	11,000	国保

C-2. 母子世帯（47年度）

ケース	主の年齢	主の健否	世帯人員	有業人員	生活保護	主の職業	主の収入	社会保険
86	31	弱	3	1	現	保険会社外交員	25,000	
87	39	病	3	0	現	病気	0	
88	35	病	2	0	現	病気	10,000	
89	31	弱	2	1	前	事務員	42,000	健保